



第246号



- 第54回定時総会 平成23年度の事業計画案と予算案を承認可決
- 東京都環境整備公社、22年度優良性基準適合75社に認定証授与
- 東京環境局、排出事業者向け産業廃棄物適正処理推進セミナー開く
- 青年部により 廃棄物処理改正法などの勉強会を開催



社団法人 **東京産業廃棄物協会**

有明興業は、 未来のエネルギーを創造します。



リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。

これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推進しています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



2009~11年度 収集運搬業 (積替え保管を除く) 産 廃 エキスパート 認定番号1-09-A0012

2009~11年度 中間処理業 産 廃 エキスパート 認定番号1-09-C0012

ありあけこうぎょう 検索

有明興業株式会社
ARIAKE KOUGYO CO.,LTD.

〒136-0083 東京都江東区若洲 2-8-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919



2009~11年度 中間処理業
2009~11年度 収集運搬業 (積替え保管を除く)
産 廃 エキスパート

次世代に贈る未来のために...

高精度選別再資源化システムによる
リサイクル率90%以上を達成

- ISO14001 (認証取得: 1999年5月)
- OHSAS18001 (認証取得: 2003年10月)
- GPSによる車両運行管理
- 電子マニフェストシステムへの積極的対応
- 整備されたコンプライアンス体制
- 徹底した情報公開



市川 エコ・プラント

高俊興業株式会社 詳しくはWebへ
<http://www.takatoshi.co.jp>

本 社 〒165-0026 東京都中野区新井一丁目11番2号 TEL.03-3389-8111(代) FAX.03-3228-0842

市川エコ・プラント(高精度選別再資源化工場)
〒272-0103 千葉県市川市本行徳1325-62 TEL.047-395-1878 FAX.047-399-5362

東京臨海エコ・プラント(高精度選別再資源化工場)
〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番15号 TEL.03-5755-8011 FAX.03-5755-8010

技術開発研究所 〒135-0064 東京都江東区青海三丁目地先 環境局 中防庁舎内



[[第54回定時総会] 新法人移行は自由度の高い一般社団法人をめざす 平成23年度の事業計画案と予算案を満場一致で承認可決	2
東京都環境整備公社、22年度優良性基準適合 75社に認定証授与	20
東京都環境局、排出事業者向け産業廃棄物適 正処理推進セミナー開く 廃棄物処理法改正内容中心に3月末までに8回開催の予定	23
[青年部だより] 廃棄物処理法の改正などの勉強会を開催	26
[リサイクル情報] 高俊興業(株) 人工芝資源化実証研究公開実験(第二期)を行う	27
[投稿] リチウムイオン電池の行方は?	28

***** 地球温暖化対策 異常寒波と地球温暖化	29
産廃相談ア・ラ・カルト® 付・平成22年度相談実績(10月~12月)	30
つばやき 再生碎石のアスベスト混入問題	32
委員会報告 (安全衛生推進委員会、医療廃棄物委員会、青年部)	33
新入会員紹介	34
会員情報(代表者・名称・住所等の変更)	35
身近なヒヤリ・ハット事例 Part54	36
協会の主な今後の日程	37
よろず相談(税務・平成23年度税制改正大綱)	38
お江戸ぶらぶら歩る記	42
事務局だより・編集後記	44

第54回定時総会

新法人移行は自由度の高い一般社団法人をめざす 平成23年度の事業計画案と予算案を満場一致で承認可決

(社)東京産業廃棄物協会は平成23年1月28日(金)午後4時30分から東京・港区北青山の青山ダイヤモンドホール・サファイアールームに於いて第54回定時総会を開き、平成23年度の事業計画案と予算案を審議し、いずれも原案どおり満場一致で承認可決した。

22年度から23年度も景気の低迷が続き、自動車産業の好転やこれに伴う鉄鋼の増産など僅かながらの上昇機運が伝えられているが、まだ中小企業への波及は及んでおらず、産廃業界は引き続き苦境の中にある。この中において適正処理を基本としながら、地球温暖化対策としてのCO₂削減対策のほか、23年度は改正廃棄物処理法の施行への対応が求められる。さらに新法人への移行についても具体的準備を進める時を迎えており、事業計画と共に予算編成にも対応が必要になっている。



総会風景

総会は木村事務局長の司会により加藤常任理事の開会宣言で始まり、司会者より本日現在の正会員数582名に対し、本日の出席者97名、委任状によるもの302名を加え399名、出席率は68.6%となり、正会員数の過半数を超え本総会は有効に成立したとの報告がなされた。

続いて高橋会長が出席者に新年の挨拶をすると共に労を謝し「昨年は一昨年からの景気低迷の続く中、今年がス

タートしたわけですが、企業に明るい兆しが見えたとは言え、中小企業にありましては、なかなかトンネルを脱し切れない状態にあります。株安・円高で製造メーカー大手が競って海外投資を行い、国内の雇用の不安定は今なお続き、とりわけ新卒者は超氷河期と言われております。また、夏は酷暑が長く秋が短い年であったことも特徴の一つであったと思います。

私ども業界に目を転じますと、昨年は廃棄物処理法が改正され、今年4月1日に施行される予定であります。内容については会員の皆様十分にご承知の事と思いますが、今年はその説明会が数度にわたり行われますので、しっかり勉強していきたいと思っております。

協会といたしましては、昨年は地球温暖化対策、CO₂削減、東京都廃棄物審議会による東京都廃棄物処理計画改定

の動きへの対応を図るとともに、第三者評価制度の改善検討への参画、再生砕石の石綿含有廃棄物混入問題への取り組みなど、一定の成果を上げてまいりました。本年においても、昨年の活動を継続発展させ、さらには随時発生する諸問題に臨機応変に対応する一方、賛助会員に対する対応の改善など、会員の増強に努めてまいります。今年の干支はウサギ年であります。ウサギ年は実や花茂る、いわゆる新陳代謝を進め、これまで蓄積してきたエネルギーにより、新たな発展の年と言える年だそうす。

会員同志のチームワークを大切に、協会発展のため、事業執行を誠心誠意努力していく所存でございます。本日は平成23年度事業計画並びに予算のご審議をお願いいたします。会員皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。」と述べた。

『平成23年度事業計画』

現在、首都東京から排出される産業廃棄物は年間約2千2百から2千4百万トンという膨大な量であり、これを適正に処理し、リサイクルを推進していくうえで、産業廃棄物処理業者の果たすべき役割は極めて重要である。また、世を挙げて取り組んでいる、循環型社会形成の実現のためには、排出者、処理事業者、都民、行政のそれぞれが、担うべき責任と果たしうる役割について理解を深め、具体的な連携・協働を活性化していくことが強く望まれる。

続いて審議に入るにあたり、議長に赤石副会長が就任、「何分にも不慣れでございますが、議事の円滑な運営に努めて参りますので、皆様方のご協力をよろしく申し上げます。」と挨拶、本総会の議事録署名人に比留間 久仁男、山本 芳幸の両氏を指名した。



赤石議長

引き続き3号議案の「平成23年度事業計画案承認の件」と4号議案の「平成23年度予算案承認の件」についてそれぞれ審議に入

った。議長より各案件について古川専務理事に提案内容の説明を求め、それぞれについて次の通り説明が行われ、提案内容についての質問を会場に求めたところ、両案に付いてはいずれも「異議なし」の発言があり、両案とも全会一致で承認可決した。

このため、協会は、適正処理を基本としつつ活動してきた。

特に、22年度においては、地球温暖化対策・CO₂削減、処理法の改正など廃棄物処理制度の見直しや、東京都廃棄物審議会による廃棄物処理計画の改定に向けた審議への対応を図るとともに、都の第三者評価制度の改善検討への参画、埼玉を震源地とする再生砕石への石綿含有産業廃棄物混入問題に対する積極的な取り組みなど、一定の成果をあげてきた。

23年度においては、適正処理の推進を基本としつつ、改正廃棄物処理法等の施行、温暖化対策などの課題に取り組むとともに、随時発生する諸問題に臨機応変に対応する一方、会員事業にも重点を置き、賛助会員対応の改善や交流の充実、会員増強に努めていく。

また、新法人への移行については、基本方針を今回固め、着実に準備を進める。

以上のような基本的考え方の下に、9部門に亘る事業及び活動を実施する。なお、事業の区分については、新法人移行を踏まえ再編整理を行い、公益的事業と共益的事業、その他事業の仕分けも表示している。

●1. 調査研究事業（1号事業）

廃棄物・リサイクルの分野においては、社会経済状況の変化の中で、課題は多岐にわたっている。このため公益的取組みとして、制度改正に向けた活動として、適正処理や循環型社会の進展に向けた調査研究を行い、国や東京都などに対し提案・要望・情報提供を行っていく。

また、会員向け取組みとして、制度、技術、経営など幅広く情報収集し、迅速な情報提供を図っていく。

●2. 研究事業（2号事業）

第一に、一般の研修事業については、産業廃棄物処理業を適正かつ円滑に運営していくためには、それぞれの職層に応じた重層的な研修を、事業者の実態に合わせ、効果的に実施していくこ

とが必要である。

このため、廃棄物処理知識の充実、リスクアセスメントなど安全対策のノウハウの普及を図るための、協会主催の研修会を実施する。また、東京都などの協力を得て、共催形式の講習会も実施していく。

会員向けは共益事業、会員外を含めた事業は公益的事業となる。内容的には資料に記載のような研修会、講習会を予定したいと考えている。

第二に、許可申請に関する講習会は、例年通り、主催機関である財団法人・日本産業廃棄物処理振興センターに協力して実施していく。

産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の開催予定数は、前年同様、合計で14回となっている。

特別管理産業廃棄物の管理責任者講習会についても、前年同様の17回となっている。

収益性があることから、その他事業としている。

●3. 相談指導事業（3号事業）

関係法令の改正、行政の指導・監視の強化、廃棄物の多様化・複雑化等を背景に、協会への問合せが多数あるため、資料に記載の相談指導業務を着実に実施して行く。公益的事業としている。

●4. 普及事業（4号事業）

業界の社会的地位の確立と協会の堅実な発展を図るため、適正処理と循環型社会の実現に向けた啓発や広報活動を引き続き進めて行く。また、今回の再生砕石問題のように、適正処理の推

進上必要があるときは、処理業者に対する支援・助成を行う。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の普及事業は、連合会においては公益事業と位置づけているが、東京都の法人窓口では頒布事業と示唆されており、その他事業としている。

引き続きマニフェストの普及、頒布を行うとともに、電子マニフェストについても、加入促進に努めていく。

●5. 機関誌発行事業（5号事業）

昭和58年4月に創刊した機関誌『とうきょうさんぱい』は、会員に対する基本的な情報伝達手段として親しまれてきた。引続き会員必携の機関誌として、毎月発行を堅持しつつ、一層の内容の充実を図りながら、迅速的確な情報提供に努めていく。

●6. 環境対策事業（6号事業）

環境対策事業は、これまで普及事業に位置づけていた青年部や女性部の環境活動を加え、環境対策事業と災害廃棄物処理活動事業の3区分から成る公益的事業である。

(1) 環境活動事業は、社会的な環境活動や環境学習活動への取組みのほか、公益寄付として、東京都の「緑の東京募金」への寄付を予定している。

(2) 環境対策事業は、産業廃棄物によって生じたと認められる環境問題に対応するため、行政から協力要請があり、対応が必要であると認められた場合などに、必要な対策を行うもの。

なお、平成15年度に創設した「産業

廃棄物環境対策基金」については、現在3,108万円を積み立てているが、新法人へ移行する際に、全額余裕資金とみなされ、公益事業に使用が限定されることになるため、移行に備え、いったんこれを解消し自由に使える資金とし、移行後については改めて検討する。

(3) 災害廃棄物処理活動事業は、平成19年12月25日に、東京都との間で締結した「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書」に基づいて、東京都などと連携・協力し、必要が生じた場合に実施するもの。体制の見直しや演習の実施も考えている。

なお、財源については、積立金方式から毎年度予算計上する方式に改める。

●7. 会員増強・交流事業

会員増強・交流事業は、これまでの顕彰・表彰事業と、管理費において執行していた部会活動、他団体交流、会員交流に係る部分を統合し、共益事業として強化を図るもの。

(1) 顕彰・表彰事業（6号事業）のうち、①優良従事者表彰は、毎年、議案書に記載の推薦基準に基づいて、会員各社の推薦をいただいた方について、優良従事者を決定・表彰している。

本年度は10名から15名に増員し、被表彰者は5月に開催予定の、次の定時総会において表彰する。

②特別表彰は、産業廃棄物処理に関する技術の開発、作業の合理化等により功績があったと認められる方、業界発展に著しい功績があったと認められ

る方について表彰する。

③安全衛生表彰は、表彰制度を導入することにより、安全衛生活動の促進を図るもの。

(2) 会員増強活動は、社団法人の基本である会員数の維持・増加を図るもので、新入会員懇談会のほか、賛助会員対応の強化に取り組んでいく。

(3) 会員交流事業は、総会後の懇親会など会員の交流事業、多摩支部、青年部、女性部の諸活動の充実を図るとともに、平成26年の法人化30周年に向けて、記念事業の準備を進めていく。

(4) 団体交流事業は、適正処理の推進と業界発展のため、関係団体等との連携・交流を維持発展させるもの。

● 8. 管理運営

23年度においても、産業廃棄物処理業界にとって厳しい状況が続き、会員数の減少や、紙manifestoの取扱量の減少は避けられず、協会財政も厳しい状況に置かれものと考えられる。

産業廃棄物処理業界に対する社会的要請に応えつつ、協会の活動の活性化を図るため、引き続き組織率の向上と経費節減に努めていく。

また、新法人への移行については、全国産業廃棄物連合会の動向などを踏まえつつ慎重に検討してきたが、適正処理の推進を目的としつつ、会員の利益と業界の発展に基礎を置いた自由度の高い組織として活動を進めていくため、非営利型の一般社団法人への移行を目指すこととする。

理事会においては、

① 規制が少なく、自由度の高い組織運営と活動ができること、

② 協会の実態からすると、非会員を含めた公益事業より会員の共益等を図る事業の割合が多く、公益認定は困難であると見込まれること、

③ マニフェスト事業を無理をして公益に認めていただいても、マニフェスト事業が縮小して公益事業5割という基準が維持できなくなる危険があること、

④ 一般社団法人から公益社団法人への移行はいつでも可能であるが、いったん公益社団法人になると、公益割合が5割を切ると一般への移行ができず、解散に追い込まれること、

⑤ 公益認定が要件となるような、行政からの補助や事業受託を受けていないため、一般社団法人を選択しても不利益にはならないこと、

などから、一般社団法人を目指すという結論を得た。

なお、連合会については、去る1月14日、公益認定を認める答申が出されたが、連合会と当協会では、事業の内容、構成が異なっており、そのまま参考とするわけにはいかない。

また、国と都では窓口の考え方には差があること、各県協会のほとんどが一般法人への移行を考えていること、など考え合わせると、当協会の方針は妥当なものである。将来、公益認定がプラスであり、無理なく問題がないと判断された場合は、その時点で認定を受けることにすれば良いと考える。

協会の運営と事業の円滑な推進のため、定款等に基づき、総会を年2回、理事会を年8回、常任理事会を年17回開催する予定である。

● 9. 委員会活動

(1) 総務委員会は、協会活動の基本事項、委員会・部会に横断的に関係する事項の調整などを行うもの。また、具体的な検討、調整を行うため、必要に応じて分科会を設置している。23年度は、これからの制度改正に適切に対処していくために、新たに「法制度検討会」を設けることとしている。

(2) 建設廃棄物委員会は、再生砕石問題が生じ、改正法の施行がなされる中、排出事業者、処理業者、行政が三位一体となって問題に取り組んでいく。特に、解体工事業者との情報交換については強化を図っていく。

また、建設汚泥の再利用、石綿含有廃棄物・石膏ボードの分別排出の徹底と処理の適正化にも引き続き取り組んでいく。

(3) 広報委員会は、引き続き「正確な情報を迅速に発信」を基本的な方針とし、機関誌『とうきょうさんばい』では、特に、制度改正関連の情報提供に力を入れていく。協会ホームページも媒体として活用していく。

視点を変えたり、重要性を考慮するなど、地球温暖化や3R関連の情報提供にも工夫をしていく。また、若手の参加・執筆を促すほか、委員会・部会の活動について、舞台裏の議論や実情など関係者の投稿をお願いしていく。

(4) 医療廃棄物委員会は、病院などの現場で起きている問題をタイムリーにつかみ、勉強会や研修会の形で会員に役立つ活動を展開していく。

また、先進的な処理施設の見学会などにより会員相互の研鑽を活発化していく。さらに、医師会等との連携を強化し、協会活動への反映を図る。

(5) 収集運搬委員会は、災害廃棄物については、支援連絡体制について具体的に機能するか確認するため、実務的な演習を実施する。また、「資機材等保有アンケート」を実施し、東京都への報告を行う予定。

連合会作成の「産業廃棄物収集運搬業社内管理体制構築のすすめ」については、22年度に引き続き、再度講習会を実施する方向で検討する。

(6) 安全衛生推進委員会は、業界における労働災害が、度数率でも強度率でも依然として高い水準にあることから、23年度においても、協会を挙げた安全衛生活動の推進に向けて、会員向け研修会・講習会を活発に行うとともに、意識高揚を図るため表彰制度の導入を行う。

(7) 多摩支部は、廃棄物の排出量が減少するなど、環境がますます厳しい局面を迎える中で、廃棄物処理法の改正、東京都の優良業者認定制度など、より質の高い事業活動が求められていることを踏まえ、研修会、施設見学会等を通じ、会員相互の交流を図り、情報収集・交換の場となるよう活動していく。

(8) 青年部は、22年度に引き続き、23年度もCO₂削減と教育研修に取り組んで

いく。CO₂削減については、各社における削減活動内容等を十分討議したうえで推進を図る。教育研修については、ハイブリッドで何か新しいものが創造できるようなものを目指す。

また、社会への貢献に向けたボランティア活動の定着を図っていく。

(9) 女性部は、22年度の企画研修、PR

『平成23年度予算概要』

●別表(P12)は平成23年4月1日から平成24年3月31日までの収支予算書である。(新法人では正味財産増減予算)

●予算編成の考え方

予算の編成に当たっては、第一に、新法人への移行は、非営利型の一般法人を目指すとの事業計画を踏まえ、事業区分の見直しを行った。

事業収入については、新たに「会員事業収入」の項目を加えた。

事業支出については、「顕彰・表彰事業」を廃止し、新たに「会員増強・交流事業」の項目を設けた。「会員増強・交流事業」には、顕彰・表彰事業のほかに、これまで管理費で執行していた会員交流、多摩支部・青年部・女性部の運営、他団体との交流に係る事項・経費が含まれる。

また、普及事業の中の環境活動事業と、これまで支出予算化された事業がなかった環境対策基金事業、災害廃棄物処理活動事業を統合し、新たに「環境対策事業」の項目を設けた。

第二に、事業活動収入については、堅実性を第一とした見積もりを行った。

の2チーム制と大学生との交流の実現、映画「バスーラ」の上映など内容の濃い活動実績を踏まえ、23年度も、業界外部に向けた新しい活動の企画、部員のノウハウ・知識の向上を図る研修の実施を図っていく。

また、各県の女性部等との交流をいっそう深めていく。

第三に、事業活動支出については、新公益法人制度を踏まえ、管理費を法人管理に必要な経費に限定する「法人管理費」に圧縮し、再編後の各事業に経費を再配分した。また、経費の配賦基準を、税務申告に留意しつつ全面的に見直した。

なお、それぞれの経費については、節減と合理化を図った。

●収支予算について

収支予算の様式は、表の左より、科目、予算額、前年度予算額、増減額、増減比、前年度決算見込額、備考の順に記載している。なお、前年度すなわち22年度の決算見込額は、上半期実績に直近の実情を加味した下半期見込み額を加えて調整したものである。

科目については、公益法人会計基準に従い、大きく事業活動収支の部、投資活動収支の部、財務活動収支の部、予備費支出からなっている。

《事業活動収支の部》

●事業活動収入

1 入会金収入 予算額 24万円
対前年 2万円、7.7%の減

これは、実現可能性を重視し、直近の状況を踏まえ、敢えて前年決算見込額を下回る収入額としたもの。

2 会費収入 予算額 7,273万円 対前年 234万円余 3.3%の増

これは、減少傾向を織り込んだ会員数を前提としつつ、正会員については、会費単価が上昇した前年決算見込みを反映させ、3.3%、223万の増額を、また、賛助会員についても、前年決算見込みを踏まえ、増額としたもの。

3 事業収入 予算額 7,361万1千円 対前年 1万円の減

事業収入には、研修事業収入、許可講習会事業収入、普及事業収入、マニフェスト普及事業収入、機関誌発行事業収入、及び新規項目の会員事業収入があるが、研修事業収入については、前年同額を、許可申請講習会事業収入については、受講者数が若干減少傾向にあることを踏まえ、2%、30万の減を、マニフェスト普及事業収入については、これまでの減少傾向に経済の不透明性を加味し、安全をとった頒布数見込みとしたことによる減により、手堅く、5.6%、289万の減を、機関誌発行事業収入については、前年同額を、会員事業収入については、総会後の懇親会会費等として318万を、それぞれ計上したことによる。

4 雑収入 予算額 42万円 対前年 332万円、88.8%の減

受取利息収入は、金利の低下を反映し、14万の減

雑収入は、総会後の懇親会会費が会員事業に移行したため、318万の減となったことによる。

以上の、事業活動収入の合計は、
予算額 1億4,700万1千円
前年度予算額 1億4,800万6千円に対して 100万円余 0.7%の減
となっている。また、前年度決算見込み額に対しては、638万円 4.2%の減
となっている。

●事業活動支出

〔1〕事業費支出の予算額 1億4,060万2千円

前年度予算額 1億1,782万3千円に対し、2277万円余 19.3%の増となっている。

①調査研究事業費支出 予算額1,114万1千円 対前年473万円 73.8%の増

これは、事業区分の見直しにより、各委員会のうち調査研究が主な課題となる委員会に関する経費が、管理費から移し替えになったことや、人件費配賦が従事割合の見直しにより増加したことによるもの。

②研修事業費支出 予算額2,078万5千円 対前年350万円余 20.3%の増

これは、人件費配賦が従事割合の見直しにより増加したことや、研修事業を主な課題とする安全衛生推進委員会に関する経費が、管理費から移し替えになったことによるもの。

③相談指導事業費支出 予算額847万7千円 対前年317万円余 59.8%の増

これは、相談体制の充実に要する経費を確保したことなどによるもの。

④普及事業費支出 予算額 5,726万6千円 対前年815万円余 12.5%の減

これは、マニフェストの仕入額が、売

り上げの減少傾向を踏まえ、率にして8%、305万円の減となるほか、人件費や賃借料の配賦額が、配賦比率の見直しにより減少したことによる。

なお、適正処理の推進上必要があるときには、処理業者に対する支援・助成を行うこととなっており、このための助成金50万が含まれている。

⑤機関誌発行事業費支出 予算額2,025万2千円 対前年265万円余11.6%の減

これは、人件費の配賦額が、従事割合の見直しにより減少したことによる。

⑥顕彰・表彰事業費支出 予算額 ゼロ 皆減

これは、新たに設けた会員増強・交流事業に統合したことによる。

⑦環境対策事業費支出 予算額 255万6千円 皆増

これは、事業区分の見直しにより新たに設置したもので、災害廃棄物処理活動は100万の純増、緑の東京募金の公益寄付40万、環境活動の充実などが含まれている。

⑧会員増強・交流事業費支出 予算額 2,012万5千円 皆増

これは、事業区分の見直しにより管理費から区分した会員交流や他団体交流に関する事業に、顕彰・表彰事業を統合して設置したもの。

充実を図った顕彰・表彰事業費、総会後の懇親会など全体的な会員交流や多摩支部、青年部、女性部の部門別交流、連合会・関係団体との連携・交流に要する経費を計上している。

〔2〕管理費支出の予算額 1,496万9千円

前年度予算額 3,876万1千円に対し、2,379万円余 61.4%の減

これは、事業区分の見直しにより、委員会や部会の経費が各事業項目に移し替えになったこと、人件費の配賦額が、従事割合の見直しにより減少したこと、連合会負担金が会員増強・交流事業に移し替えになったことなどによるもの。

以上の、事業活動支出の合計は、
予算額 1億5,557万1千円
前年度予算額 1億5,658万4千円に対して 101万円余 0.6%の減となっている。また、前年度決算見込み額に対しては、36万円 0.2%の増となっている。

これにより、23年度予算の事業活動収支差額は △857万円となり、前年度予算の収支差額とほぼ同額となっている。

《投資活動収支の部》

●投資活動収入 予算額 3,108万円 皆増

投資活動収入は、退職金や環境対策基金の積立金の取り崩しを意味するが、23年度は、新法人への移行対策として環境対策基金の積立金を全額取崩し、自由に使用できる資金とした。

●投資活動支出

投資活動支出のうち特定資産取得支出は、
予算額 170万円
前年度予算額 655万1千円に対して 485万円余 74%の減
一番目の、退職給付引当資産取得支出 70万円 対前年 2万円余の増
23年度末の積立見込額 1,296万円余

二番目の、環境対策基金引当資産取得支出、三番目の、災害廃棄物処理引当資産取得支出は、いずれも積立て中止となり、皆減

四番目の、30周年記念事業引当資産取得支出 100万円 前年同額

●固定資産取得支出

予算額 1,000万円 対前年980万円の増
固定資産取得支出は、環境対策基金の取り崩しにより生まれる自由資金の有効活用のひとつとして、協会業務の高度化のためのシステム改善、会員サービス向上にも繋がるホームページの改善、禁煙対策の強化に伴う分煙対策の実施、を想定している。

以上、投資活動支出 計 1,170万円
投資活動収支差額は 1,938万円となる。

《財務活動収支の部》

表示のみで該当はない。

《予備費支出》

予算額270万円 前年同額

事業活動支出の概ね1.7%に相当する。

●以上の、事業活動収支、投資活動収支、予備費支出を合計した

当期収支差額は 811万円となり、これに、前年度決算見込に基づく、前期繰越収支差額4,861万2千円を加えた次期繰越収支差額は 5,672万2千円となる。

次期繰越収支差額は、見方を変えると余裕資金ということになり、その適正規模が問題となる。予算額の5,672万円は、事業活動支出額の36.5%に相当し、適度な水準をかなり超えることになるが、新

法人への移行をひかえ、積立金の取崩しという特別な事情によるもので、特に問題はないものと考えている。

全体としては、事業活動収入が101万の減となったものの、manifestoの仕入額が305万の支出減となることにより、差し引き204万の余裕が生じ、これを、災害廃棄物処理活動100万、適正処理推進助成金50万、会員事業の充実に振り向ける形の事業活動収支予算となった。

●以上が、予算の説明。表の下には、注記として、借入金限度額について記載した。予定がないので、該当なしとして表示した。

●なお、最後に公益法人問題と関わりの深い事業費割合について、補足説明する。(数値は正味財産増減予算による)

公益認定を受けるとなると、総費用に占める公益目的事業の費用の割合が50%以上であることが必要になる。

今回の予算の経常費用総額は1億5,803万だが、一定の基準により費用配賦した結果、

公益事業の実施事業会計分 1,592万円 構成比 10.1%

共益事業等の、その他会計分 1億2,646万円 構成比 80.0%

法人会計分 1,565万円 構成比 9.9%となり、公益事業分に、東京都の窓口で公益と認めがたいと言われているmanifesto普及事業収益4,860万を加えても、公益分は6,452万円、費用割合は40.8%にしかならず、50%以上とすることは困難

と思われる。

ある。

費用配賦基準は引き続き見直しを検討するが、公益認定は極めて難しい状況に

(単位：千円)

科 目	23年度予算額 A	22年度予算額 B	増減 A-B	増減比 A/B	22年度 決算見込額	備 考
事業活動収支の部						
事業活動収入						
1 入会金収入	240	260	△ 20	0.923	380	
①正会員入会金収入	200	200	0	1.000	320	10社
②賛助人入会金収入	40	60	△ 20	0.667	60	4社
2 会費収入	72,730	70,385	2,345	1.033	73,726	
①正会員会費収入	69,290	67,055	2,235	1.033	69,646	585社⇒580社
②賛助人会費収入	3,440	3,330	110	1.033	4,080	74社⇒72社
3 事業収入	73,611	73,621	△ 10	1.000	75,647	
①研修事業収入	1,130	1,130	0	1.000	764	
②許可申請講習会事業収入	14,700	15,000	△ 300	0.980	15,000	△2% 受講者の減
③普及事業収入	700	700	0	1.000	700	協会図書頒布料等
④マニフェスト普及事業収入	48,601	51,491	△ 2,890	0.944	53,883	頒布数 △ 8%
⑤機関誌発行事業収入	5,300	5,300	0	1.000	5,300	機関誌広告料等
⑥会員事業収入	3,180	0	3,180	皆増	0	総会後懇親会会費等
4 雑収入	420	3,740	△ 3,320	0.112	3,628	
①受取利息収入	120	260	△ 140	0.462	148	
②雑収入	300	3,480	△ 3,180	0.086	3,480	懇親会の会員事業移行
事業活動収入計	147,001	148,006	△ 1,005	0.993	153,381	
事業活動支出						
1 事業費支出	140,602	117,823	22,779	1.193	116,933	
①調査研究事業費支出	11,141	6,411	4,730	1.738	6,145	委員会関係の増
②研修事業費支出	20,785	17,278	3,507	1.203	17,062	
③相談指導事業費支出	8,477	5,306	3,171	1.598	4,931	
④普及事業費支出	57,266	65,422	△ 8,156	0.875	66,340	マニフェスト仕入額 △ 8%
⑤機関誌発行事業費支出	20,252	22,911	△ 2,659	0.884	22,093	
⑥顕彰・表彰事業費支出	0	495	△ 495	皆減	362	会員事業に統合
⑦環境対策事業費支出	2,556	0	2,556	皆増	0	新規設置
⑧会員増強・交流事業費支出	20,125	0	20,125	皆増	0	管理費から区分
2 管理費支出	14,969	38,761	△ 23,792	0.386	38,282	会員事業・委員会の減
事業活動支出計	155,571	156,584	△ 1,013	0.994	155,215	
事業活動収支差額	△ 8,570	△ 8,578	8	0.999	△ 1,834	前年同額程度を目標
投資活動収支の部						
投資活動収入	31,080	0	31,080	皆増	0	
①特定資産取崩収入	31,080	0	31,080	皆増	0	
環境対策基金引当資産取崩収入	31,080	0	31,080	皆増	0	一般法人移行対策
投資活動支出						
①特定資産取得支出	1,700	6,551	△ 4,851	0.260	1,671	
退職給付引当資産取得支出	700	671	29	1.043	671	
環境対策基金引当資産取得支出	0	2,880	△ 2,880	皆減	0	
災害廃棄物処理引当資産取得支出	0	2,000	△ 2,000	皆減	0	
30周年記念事業引当資産取得支出	1,000	1,000	0	1.000	1,000	
②固定資産取得支出	10,000	200	9,800	—	0	
固定資産取得支出	10,000	200	9,800	—	0	システム改善・分種対策等
投資活動支出計	11,700	6,751	4,949	1.733	1,671	
投資活動収支差額	19,380	△ 6,751	26,131	—	△ 1,671	
財務活動収支の部						
財務活動収入	0	0	0	—	0	
財務活動支出	0	0	0	—	0	
予備費支出	2,700	2,700	0	1.000	0	事業支出の1.7%程度
当期収支差額	8,110	△ 18,029	26,139	—	△ 3,505	
前期繰越収支差額	48,612	36,000	12,612	1.350	52,117	
次期繰越収支差額	56,722	17,971	38,751	3.156	48,612	

(注記) 1 借入金限度額 該当なし

総会後の賀詞交歓会、盛会裏に終る



司会の五十嵐常任理事

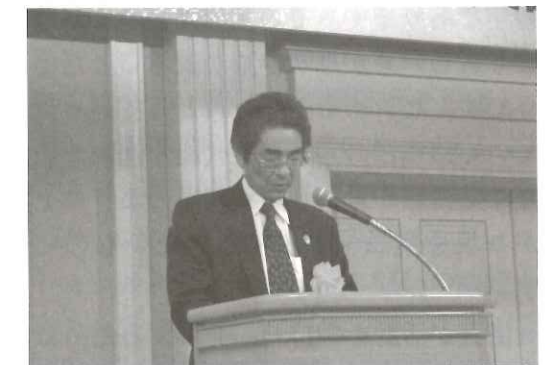
総会終了後、午後6時から賀詞交歓会が五十嵐常任理事の司会でエメラルドルームに場を移し開かれた。恒例のとおり、先ず高橋会長が壇上に上り新年のご挨拶と総会が無事終了した報告を行った後、次のとおり挨拶した。

「お寒い中、ご多用にもかかわらず吉野先生、藤井先生を始め協会顧問である東京都議会議員の皆様、また東京都環境局の森次長様、木村廃棄物対策部長様、全国産業廃棄物連合会の石井会長様、産業廃棄物処理業振興財団の樋口理事長様ほか多数の関係諸団体の方々ならびに、会員の皆様方に多数ご出席賜り誠に有難うございます。

低迷する日本経済も、一部で明るい兆しが見え、産業廃棄物処理業界にもようやく下げ止まりの傾向が見える中で、新年の幕開けを迎えました。昨年は政権交代後の政治の迷走が続きましたが、私共業界は一昨年にまとめられた廃棄物処理制度見直しの専門委員会報告を受けて、昨年5月に待望の廃棄物処理法の改正法

案が成立しました。私共処理業者にとっても、必ずしも十分でないにしろ、建設廃棄物の元請処理責任の一元化、欠格要件規制の合理化、廃棄物処理施設の維持管理の強化、優良処理業者に対する許可更新期間の特例の創設、収集運搬許可の合理化など、一定の成果が見られ、これまでの規制中心から優良業者の育成へと転換が図られております。

一方、東京都では私も参加させていただきました廃棄物審議会の審議が進み、新たな廃棄物処理計画は3Rの施策の促進、適正処理の促進、静脈産業の育成の促進の3本の柱を建てて促進するよう、去る1月11日に答申がなされました。また、東京都の第三者評価制度の第2回の認定が行われ、更に本年からは制度の改善が



挨拶する高橋会長

行われる予定です。

また、昨年の大きな出来事として、再生砕石の石綿含有問題がマスコミを騒がせ社会問題化しました。再生砕石の行き場が失われると言う風評被害を回避するため、協会では東京都に協力し安全宣言

に向けた大気環境の自主測定を推進いたしました。

迎えました23年は、こうした状況を受けまして4月からの法制度改正の実施への適切な対応、静脈ビジネスの発展と処理業者の優良化の促進、再生砕石問題などの直面する諸課題の迅速な対策に努めていくと共に、新年度の事業計画に掲げましたように引き続き業界としての地球温暖化対策、CO₂削減に向けて真剣に取り組んでまいります。

また協会の組織体制につきましては、非営利型の一般社団法人の移行を目指して準備を進めてまいります。更に、協会の運営につきましては、これまで以上に会員の増強と会員相互の交流と連携強化を図るため、賛助会員に光を当てつつ、会員向け事業の強化に努めてまいります。今年も各社、不況下での生き残りを掛けて経営努力しなければならない状況にあります。今年は辛・卯（かのと・う）の年であります。その意味は、ことが改まり新しい芽が息吹き葉が茂ることだそうです。ピンチをチャンスとして捕らえていく積極性の元、新陳代謝を進め、新たな発展を目指してウサギのように上がり坂を跳ね上がって行きたいものです。

協会が活動を維持し、発展するためにはご来賓の皆様方のご指導ご鞭撻、また会員皆様の協会活動への参加と事業の健全な発展が不可欠です。よろしくお祈り申し上げます。本日は時間の許す限り、親密度を深めて頂き今後の連携強化の糧として頂ければ誠に幸いです。最後にご参加の皆様方のご支援を重ねて

お願いすると共に、今年1年のご健勝とご活躍を祈念して新年のご挨拶とさせていただきます。」

引き続き、本日ご来場いただきましたご来賓（別項参照）のご紹介が行われた。お一人ごとにお名前を呼び上げ、一歩前にお進み頂き、一巡した後、この中からご来賓としてのご挨拶をお願いした。先ず、最初に協会顧問である東京都議会議員の吉野 利明先生と藤井 一先生の両



挨拶する吉野先生（右）と藤井先生（左）

先生にご登壇頂き、吉野先生から都議会議員を代表して次のおりのご祝辞を戴いた。

「景気も陽気も冷え切った中の年明けでございましたが、新しい春を元気で迎えられたご様子で心からお喜び申し上げます。私共都議会議員は藤井 一、それに先ほどまで宇田川 聡史議員がおられたのですが、所要のためお帰りになり現在は、吉野と藤井議員との二人となりました。先ほど景気も陽気もと申しましたが、22年度に国は28%もの公共事業を削り、また23年度においてもさらに5%以上を削ってくるという予算編成を進めようとしています。一方で私ども東京都政はこういう情勢だからこそ東京は頑張るのだ、と言う石原知事の強い思いと私

ども議会の思いが一致して7年連続して公共事業費としての経費を増やして参りまして、23年度の経費は8千4百億円余を計上しているところで、少なくとも東京は元気に皆さんの仕事を作り出している、という予算編成が進んでいるところです。また、先程来お話が進んでいるように、東京の中におきましても環境局関係の皆様たちのお仕事に絡む色々な取り組みが出来ております。やはり、これからの環境ということを考えますと、皆様に適正に産業廃棄物を処理して頂く、そして適正にやって頂く企業が社会からきちっと評価されていく、そんな社会を創っていかねばいけないというように思っている次第です。

これから少しずつ上向いていくことを期待しつつ、そして今年も1年、皆様方が大きく仕事を増やしていくことには結び付かないかもしれませんが、少なくとも前年より仕事を増やして社業が発展されますことを心からご祈念申し上げて、今年も1年、皆様方がご健勝で過ごされますことを心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。」

続いて、東京都環境局次長 森 浩志様からご祝辞を戴いた。

「新年明けましておめでとうございます。本日は、賀詞交歓会にお招き頂き、誠にありがとうございます。」

また、日頃より、都の環境行政に対して、貴協会並びに本日ご列席の皆様に特段のご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

年初でございますので、最近の東京の廃棄物行政を巡る情勢や、新たな取組み

についてご紹介するとともに、合わせて皆様方のご協力をお願いしたいと思います。



森環境局次長

昨年2月より東京都廃棄物審議会において、先導的な廃棄物対策の検討を行いました。さる1月11日に都知事あてに検討結果である答申を頂いたところです。高橋会長からも委員として、貴重なご意見、ご助言を頂きました。改めて御礼申し上げます。答申では、地球規模での気候変動危機や資源制約が益々厳しいものとなっているところから、循環型社会と低炭素社会を統合する資源循環戦略の構築が求められております。今後は答申内容を踏まえ、廃棄物処理計画を策定し、様々な施策に取り組んでまいります。

また、貴協会のご協力を頂き構築した「産廃エキスパート」、「産廃プロフェッショナル」については、2回目の認定が行われ、昨年と合わせて259の業者が認定されております。都としましては、この制度をしっかりと確立し普及を図ってまいりますので、引き続き貴協会並びに会員のご理解と皆様方にご協力頂きますようお願い申し上げます。

次に昨年、廃棄物に関して大きな問題となったものとしては、「水銀」が挙げ

られます。ご存じの通り、水銀が混入された廃棄物が足立工場など4か所の清掃工場に搬入され、焼却炉が停止するという事態になりました。都民生活への影響が最小限にとどめられたことがなによりでございました。現在、清掃一部事務組合や各区とともに、原因究明や再発防止に取り組んでおります。皆様方にも展開検査などで引き続きご協力をお願いいたします。

また、アスベストが混入された再生砕石も問題になりました。再生砕石は建設廃棄物のリサイクルを進める上では、非常に重要なものです。この問題に関しては、再生砕石製造業者によるアスベスト濃度測定について、貴協会が補助金制度を創設して頂きました。深く感謝申し上げます。都としても、引き続き解体業者をはじめとして再生砕石の関係者への指導を強化するとともに、普及に向けた取り組みを行ってまいります。

こうした様々な廃棄物行政を円滑に進めていくためには、貴協会並びに会員各位のご理解とご協力が欠かせません。今後とも、十分な連携を図りながら、的確に施策を実現してまいりますので、よろしくお願いいたします。

結びになりますが、東京産業廃棄物協会の益々のご発展と、本日ご参加の皆様のご健勝を祈念いたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。」

続いて、社団法人全国産業廃棄物連合会の会長に就任された石井 邦夫様からご祝辞を戴いた。

「東京産業廃棄物協会の皆様、明けましておめでとうございます。皆様方には



石井全国産業廃棄物連合会会長

連合会の諸事業につきまして多大のご理解とご協力を賜っている事を、この席をお借りして心から感謝を申し上げます。先ず、ご挨拶をする前に、今月14日に開催されました内閣府の公益認定等委員会の審議におきまして、当全国産業廃棄物連合会は公益社団法人への移行の答申が出されたことをご報告させて頂きたいと思っております。これからは内閣府の認定を受けまして正式な移行手続きに入りますが、皆様方からの当連合会へのご指導、ご鞭撻を、心からお願い申し上げます。

さて、去年は相変わらず景気の先行きは不透明で、日本経済のみに明るさが不足しているばかりでなく、政治のほうも腰が定まらないでいるような状況であったかと思っております。このような状況の要因としましては、新興国の興隆に対し、先進国の景気が低迷していることでもあります。わが国の事情も少なくないと感じております。少子高齢化の急速な進展による人口の減少と活力の減退、またデフレの継続、消費の低迷、医療、年金、福祉などのコスト増など様々な形で日本社会の構造に係わる大きな変動が起きているように思います。

このような中で昨年5月、通常国会に於きまして廃棄物処理法の一部改正がなされました。12月に施行令が閣議決定されております。環境省におきましては現在、省令や関係通知の準備の仕上げの段階に入っていると聞いております。

今回の法改正では、優良化評価制度が法律に於いて位置づけられることになりました。どちらかといえば、今までは規制一本槍であった国の産業廃棄物関係の施策がようやく産業振興の観点への転換が図られつつあると、我々は受け止めております。

ここで定められているチェックポイントは、将来、排出事業者が委託先である我々を選ぶ際の大きなチェックポイントとなり、それが事実上の標準になると思っています。

このような政策が採られるようになったことは、産業廃棄物処理業が循環型社会の構築に於いて重要な役割を担う産業であることを認められた証であると思えます。しかしながら規制緩和が意味するものは、動脈産業の更なる参入が予想されることに繋がります。競争が激化することは避けられません。

今、申し上げたようなことを念頭に、今回の法改正が及ぼす影響をわれわれ業界としまして、時間を掛けてしっかりと見定めていく必要があると思えます。そして、それを受けまして、課題を抽出し対応策をとることになると思えます。

先ほども触れたように、社会状況により、我々処理業者が取り扱う廃棄物量が全体的に減少しているように感じられます。また、産業廃棄物の適正処理に関し

ては、従来の安全に加え安心な処理が近年の社会ニーズとなっているほか、地球温暖化を防止する為の低炭素化社会への対応も強く要請されるようになってきております。

このようなことを踏まえて、心掛けたと思う事は、ネットワーク化、海外市場への展開、排出事業者とのハイ・アライアンスがあります。

また、忘れてはならない重要なことがあります。これは循環型社会や低炭素化社会への対応を積極的に自社の事業に取り込むことによって事業の高度化を図ることです。

これらのうち、海外事業につきましては環境省でも次年度予算をつけ、日本の静脈産業の育成と海外への展開を計画しています。3Rの法制度や支援策を作り上げる事に積極的に取り組み、日本の静脈産業の海外進出を手助けする事になっていくと聞いております。

我々としまして、このような海外進出事業展開に対応できる人材の育成、整備を行いつつ、大きな課題として取り組んでいくことが重要と思われれます。

本年も、様々な課題が山積しておりますが、循環型社会の形成と産業廃棄物処理業の発展の為、皆様方からの一層のご指導ご鞭撻をいただければ幸いと存じます。最後となりましたが、この1年が皆様方にとりまして、素晴らしい年となるようにお祈りして新年の挨拶とさせていただきます。」

続いて、感謝状の贈呈が行われました。当協会の役員としての重責を果たされ、昨年会長を退任されました吉本名誉会長



感謝状を受け取る吉本名誉会長

に高橋会長より、感謝状及び記念品が贈呈された。

以上で一連の行事を終り、懇親会への



乾杯の音頭をとる樋口氏

入口となる乾杯は、ご来賓の中から財団法人産業廃棄物処理事業振興財団理事長の樋口 成彬氏が、「地球温暖化の中で廃棄物分野の役割は更に大きくなってまいります。3Rの推進、資源循環、温暖化対策こういう命題に応えるためには、これから我々も事業の見直しなど新たな出発

をしなければならないと思います。

これまでは廃棄物処理が生活環境の支え、産業を支える副次的な存在でした。

しかし、これからの我々の事業という



一本締めで中締めする乙顔副会長

ものは、環境ビジネスとして、日本の新しい産業として、動脈産業のパートナーとなっていく心がけが必要です。貴協会の若手の方々はCO₂削減で活躍しておりますが、今回の廃掃法の改正では産業廃棄物業界の育成、そして発展という措置が織り込まれました。海外への飛躍を含め皆様方が大いに夢を持って活躍して頂きたい。」と挨拶し、乾杯の音頭をとられ、懇親会は賑わいをみせた。

三々五々のグループも出来、若手がベテランの知識を受け、またベテランは若手のエネルギーを吸収して、宴は限りなく続いたが、定刻と成り乙顔副会長の一本締めの中締めでお開きとなった。



当日ご出席の来賓の方々

当日のご来賓の方々はお次のとおり。(順不同、敬略称)

- ◎協会顧問 東京都議会議員 藤 井 一
- ◎協会顧問 東京都議会議員 神 林 茂
- ◎協会顧問 東京都議会議員 宇田川 聡 史
- ◎協会顧問 東京都議会議員 吉 野 利 明
- ◎東京都 環境局 次長 森 浩 志
- ◎東京都 環境局 廃棄物対策部長 木 村 尊 彦
- ◎東京都 環境局 調整担当部長 谷 川 哲 男
- ◎東京都 環境局 産業廃棄物対策課長 村 上 章
- ◎社団法人 全国産業廃棄物連合会 会長 石 井 邦 夫
(関東地域協議会 会長)
- ◎東京商工会議所 理事・産業政策第二部長 関 口 史 彦
- ◎財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 理事長 樋 口 成 彬
- ◎財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 適正処理推進部担当部長 改 田 耕 一
- ◎財団法人 日本環境衛生センター 理事長 奥 村 明 雄
- ◎社団法人 東京都医師会 理事 目 澤 朗 憲
- ◎建設廃棄物協同組合 理事長 齋 藤 俊 吉
- ◎建設廃棄物協同組合 専務理事 松 原 泰 男
- ◎東京廃棄物事業協同組合 副理事長 辻 美 津 雄
- ◎社団法人 全国都市清掃会議 総務部長 福 島 満
- ◎社団法人 東京建設業協会 調査研究課長 千 葉 繁 樹
- ◎株式会社 循環資源研究所 代表取締役所長 村 田 徳 治
- ◎株式会社 日報アイ・ビー 加 藤 文 男
- ◎協会顧問 芝田稔秋法律事務所 所長(弁護士) 芝 田 稔 秋
- ◎協会顧問 梅澤公認会計士事務所 所長(公認会計士) 梅 澤 隆
- ◎協会 名誉会長 児 玉 安 彦
- ◎協会 名誉会長 原 山 進
- ◎協会 名誉会長 吉 本 昌 且

東京都環境整備公社、22年度優良性基準適合75社に認定証授与

(財)東京都環境整備公社は、平成23年1月27日(木)14時から東京都新宿区の角筈区民ホール(新宿区立区民ホール)において、22年度優良性基準適合認定証授与式を行った。

会場の壇上には、左側には公社幹部の松澤 敏夫 理事長、渋井 信和 常務理事、中島 博 総務部長が、また右側に来賓として左から森 浩志 東京都環境局次長、排出事業者代表として高野 秀夫 東京商工会議所 理事・事務局長、高戸 章 (社)東京建設業協会 環境部会部会長の両氏、処理業者団体代表として高橋 俊美 (社)東京産業廃棄物協会 会長、渡邊 省吾 東京廃棄物事業協同組合 理事長が居並び、会場最前列に認定証授与75社の代表として、(株)総合整備、(株)リサイクル・ネットワーク、(株)環境テコム、(株)太陽油化、大生運輸(株)、シグマテック(株)の6社の代表者が列席して開会された。

授与式は先ず認定75社の代表6社が次の順で壇上に登り松澤理事長からそれぞれ認定証を授与された。

まず、最初は「産廃エキスパート」の(株)総合整備〈収運業・中間処理〉の松島 修代表取締役、次に(株)リサイクル・ネットワーク(収運業)の大久保 茂忠代表取締役、次に(株)環境テコム(収運業)高橋 俊夫代表取締役が、続いて「産廃プロフェッショナル」の(株)太陽油化(収運業・中間処理)石田 太平代表取締役、次いで大生運輸(株)(収運業)の大屋 稔代表取締役、さらにシグマテック(株)(収運業)の深江 伯史代表取締役にそれぞれ認定証が手渡された。



松澤理事長

授与式が終わり、まず松澤理事長が大要次の内容の挨拶を行った。

「平成22年度優良性基準適合認定の皆様、本日は誠にありがとうございます。またご多用にもかかわらず、

東京都環境局次長 森 浩志様を始め、排出事業者団体、処理事業者団体のご来賓の皆様、東京都並びに業界関係者の皆様のご列席を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

この東京都の「優良性基準適合認定制度」も開始から2年目を迎え、私ども公社は東京都の指定評価機関として引き続き「産廃エキスパート」、「産廃プロフェッショナル」の審査を行ってまいりました。

その間の東京都のご指導、誠にありがとうございます。また東京産業廃棄物協会、東京廃棄物事業協同組合をはじめとする関係団体のご理解、ご協力に合わせて厚く御礼申し上げます。

そして、今回認定を受けました事業者の皆様は、お忙しい業務と猛暑の中の審査にご対応頂き感謝申し上げます。お蔭をもちまして、本日第2回目の認定証授与式を迎えることができました。

本認定に当たっては、東京都の評価基準に基づき、書面審査に加え現地審

査では直接お話しをお聞きし取組状況を確認いたし、加えて中立性を担保するため有識者5名からなる評価委員会により基準適合の判定を行いました。

そして、本日それぞれの認定証を授与されたことは、関係者の適正処理に向けた熱意が結実したものと敬服いたし、当公社としても、その一翼を担わせて頂いたことを大変光栄に思っております。

今後とも、この「優良性基準適合認定制度」が、さらに充実しながら定着し、益々、産業廃棄物の適正処理に向けた取組みが進展されることをご期待申し上げます。」

続いて来賓としてご出席の森東京都環境局次長と高野東京商工会議所理事・事務局長の両氏がそれぞれ大要次の通り挨拶した。



森次長

森次長は「産廃エキスパート、産廃プロフェッショナルの認定証におめでとうございます。それぞれの認定を得るために日夜、書類作成や職場での改善に努力されたと存じます。第三者評価制度については、産業廃棄物の許可の要件以上の取組みをしている事業者に対して第三者の公社がそれを認定し、優良な業者を育成するとともに、厳正な循環ビジネスを発展するという大きな目的でスタートしたものです。この高いハードルをクリアした証がこの認定です。是非事業の展開の中に積極的に出して頂くことが認定制度を世間にア

ピールする効果があり、それに結びつくものであると思います。

それに、この第三者評価制度の効果を考えますと、認定を受けた皆様にご期待したいのは、業界全体に対する信頼性を今以上に高める為の一翼を担って頂きたいことです。ご承知の通り、水銀やアスベストの問題等々、昨今廃棄物に関し色々な問題が発生していますが、経済の不安定の中、不適正処理の懸念を一方でさらしているもので、廃棄物の業界が非常に辛い思いをし社会の信頼を喪失するという時期もありました。こういうことにならないように是非適正処理の確保に、今以上にご尽力頂き、業界の模範としての事業展開をお願いしたいと思います。」と挨拶した。

高野理事は「本日は、この制度の利用者の立場である排出事業者の皆様を代表してご挨拶をさせていただきます。まず、認定された皆様おめでとうございます。



高野理事

これも、ひとえに産業廃棄物の適正処理にご努力されてきた賜物であり、これからも産業廃棄物処理分野のトップ企業として企業の模範として続けて頂くよう心からお願いします。

東京商工会議所では東京都が設置されましたこの制度の検討会の委員も務めさせて頂き、この制度の構築に深くかかわってきました。全国に先駆けて第三者評価制度を立ち上げた東京都の

先進性、さらには認定機関として個別案件の評価から本日の認定証の授与まで、円滑に制度を運営されています(財)東京都環境整備公社にも深く敬意を表する次第です。特に審査に当たりましては、専門知識を持たれる東京都のOBが中心となられて、一社一社丁寧に現地審査を行ったと伺っており、そのご努力に深く感謝を申し上げます。

事業活動で発生する産業廃棄物の適正処理は、都民、さらには国民の生活環境の保全に止まらず、今や私ども社会が持続可能な発展を遂げていくために必要なことは万人の認めるところです。昨年、処理法が改正され、今年4月からいよいよ施行されます。排出事業者の適正な処理を確保するための対策の強化、さらに排出抑制の徹底など、排出事業者の責任ある対応が一層必要となってまいります。

東京商工会議所は排出事業者への法改正の周知を引き続き行ってまいります。産業廃棄物の処理責任を履行するための第一歩は、何よりも皆様のような優良な処理業者を選定することであり、その意味からも本認定制度は重要な指標になるものです。



認定者全員で記念撮影

最近、ごくまれですが『産廃エキスパート』のステッカーを張っている廃棄物処理業者を見かけるようになりました。しかし、まだその比率は低いと言わざるを得ません。今後、本認定制度が普及し、ステッカーを張った車を町中に、しかも頻繁に見られるようになることを心から願って止みません。そのためにも、今回認定された皆様を加え259社の産廃エキスパート、産廃プロフェッショナルの皆さん方が産廃処理のプロとして他の企業に模範を示すことが何よりも必要かと実感しております。私どもは皆さま方とパートナーシップを組み、適正処理を進め、ひいては持続可能な社会の構築に努めて参ります。皆様には大きな期待を寄せております。」と挨拶された。

この後、認定業者の記念撮影が行なわれたが、会場が暗く後方の方々は残念ながら鮮明さに欠けたことをお詫びします。約15分間の休憩ののち、第1回授与式と同様に(株)ダイナックス都市環境研究所取締役副所長の佐久間 信一氏の記念講演があり、その後全員に認定証が授与され、22年度優良性基準適合認定証授与式を終了した。

東京都環境局、排出事業者向け産業廃棄物適正処理推進セミナー開く 廃棄物処理法の改正内容中心に3月末までに8回開催の予定

東京都環境局は、平成23年1月25日に東京都トラック総合会館大会議室において第1回目の産業廃棄物適正処理推進セミナーを開き、約200名の廃棄物排出事業者を中心とした聴衆を集め盛会だった。このセミナーは、1月に2回、2月に3回、そして3月中に3回の計8回の開催が予定されているが、これによって、特に排出事業者に対し、法律の主旨を周知し、廃棄物の適正処理を徹底させたい意向がうかがえる。



会場を埋める受講者

大きく変わっています。まだ最終的ではありませんが、注意する点などに関し、公表されているベースを基本として説明する機会を設けました。

ご承知の通り、廃棄物は、ひとたび不適正処理が行われると、環境負荷、資源循環に大きく影響し、排出者の社会的役割、責



村上課長

セミナーの内容は各回共に次の次第で進められるが、講師は都合により変更されることもある。

セミナーではまず、東京都環境局の村上 章 産業廃棄物対策課長の次のような主旨での挨拶で始まった。(第1回目は都合で欠席のため磐井 一弘課長補佐が代行)

「4月から廃棄物処理法が大きく変わります。廃棄物処理法は何年か置きに改正されているが、今回はその中でも

任は大きいものがあります。例えば昨年、水銀の入った廃棄物が4つの清掃工場に持ち込まれ、焼却炉が停止する事態が起り、現在原因究明と再発防止に取り組んでいますが、水銀を清掃工場に持ち込めないことを知らなかったとか、法を知らなかったでは済まされない事態に発展しております。

こうした点からも、廃棄物の廃棄、適正処理に関しては、それぞれの関係者が、その責任を自覚して、法令に則して処理していくことが重要です。

今回の廃棄物処理法の改正は、仕組みや位置付けを変更しているものもあ

みんなが使おう！
再生紙

り、また、排出事業者の責任なども強化されております。例えば、不法投棄に関しては、既に3億円以上の罰金が科せられるなど、排出事業者の責任が強化されています。特に、廃棄物の適正処理について、廃棄物は捨てた段階で排出事業者の責任が解除されるわけではなく、そのゴミが最終的に適正に処分されるまで責任が問われます。例えば、不法投棄が行われ、委託した金額が適正でないことを知っていた場合などは、当然責任を問われます。安易に処理料金が安い業者に頼まずに適正に処理できる業者であるかを見極めて、廃棄物処理を行って頂くことをお願いします。

東京都では、排出者処理責任の遂行を確実なものとするための第三者評価制度を構築しているのご活用を検討していただき、今回の法改正に関してもご理解いただき、引き続き適正処理へのご協力をお願いいたします。」

続いて、次の内容で講義が行われたが、詳細は紙面の都合で割愛させて頂いた。

○講義「産業廃棄物を排出する事業者の基礎知識」

環境カウンセラー藤原 政志氏は廃棄物・リサイクルを含む環境全般を専門分野とし、平成2年から廃棄物削減・リサイクル化施策の推進、分析測定管理（大気、水質）等の業務に従事、平成7年からISO14001に基づく



藤原政志氏

環境マネジメントシステムの構築と運用管理、NECグループ会社の環境監査及び支援活動に従事等々幅広く活動中で、廃棄物の定義、排出事業者の自ら処理と保管、産業廃棄物の処理委託について、パワーポイントを使用して講演。特に処理を委託する時のポイントとして①許可を持つ業者に委託する、②委託先予定の業者の経理状況を確認する、③廃棄物の情報をキチンと伝える、④委託契約を書面で行う、⑤産業廃棄物を引渡す時に、マニフェストを交付する、を基本とする、ことをあげている。

○講義「廃棄物処理法の改正内容」

産業廃棄物対策課主任 山内 靖之 氏
廃棄物処理法改正の流れは、改正法国会成立（H22.5.12）、改正法政省令案パブリックコメント（H22.10～11）、改正法政令閣議決定（H22.12.7）、政省令交付予定（H23.1月頃）、改正法施行（H23.4.1予定）であり、改正法施行までに、国より様々な通知が発行される。



山内靖之氏

法改正の概要は①廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化、②廃棄物処理施設の維持管理対策の強化、③廃棄物処理業の優良化推進等、④排出抑制の徹底、⑤適正な循環的利用の確保、⑥焼却時の熱利用の促進、等。

（排出事業者編）①建設廃棄物の処理責任の明確化、②建設廃棄物の事業場外保管における届出、③マニフェス

トの取扱について（A票保存義務）、④処理状況の確認について、⑤処理業者からの処理困難時通知及び必要な措置、⑥廃石綿等の埋立基準改正。

（処理業者編）①マニフェストの取扱（不交付時の廃棄物引取禁止）、②処理困難時の委託者への通知義務、③優良処理業者の更新期間延長の特例、④許可取消要件の見直し、⑤収集運搬業許可の合理化。

○講演「産業廃棄物処理業の優良性評価制度」の活用について

産業廃棄物対策課主任 辺見 升氏



辺見升氏

産業廃棄物処理業者の優良性評価制度については国（廃棄物処理法）のほか、東京都の第三者評価制度と岩手県、徳島県に独自の制度がある。東京都の制

度は今年2度目の評価が行われたが、その目的は①健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展、②優良な処理業者の育成と適正処理の推進、③排出業者に信頼できる処理業者情報の提供にある。

一方、国の制度の概要は、平成17年度に開始され、評価機関は各都道府県等（許可権者）であり平成22年12月現在、全国で365業者で、情報の公開性と環境保全への取組が条件であった。今回の法改正で、追加事項として①低公害車導入状況等インターネット公開、②電子マニフェストの利用可能であること、③直前3事業年度のうちいずれかの事業年度のうち、自己資本が10%以上であること、④直前3事業年度の経常利益金額等の平均額が黒字であること⑤法人税等を滞納していないこと、が挙げられている。これに該当すると、許可更新期間が5年から7年となり、優良マークの許可証が与えられる。

東京都から御礼とお詫び

1月25日から開催された産業廃棄物適正処理推進セミナーは、多くの排出事業者及び処理業者の関心が高く、当初の5回開催を8回開催に3回増やしましたが、全ての会が定員に達しました。

お申し込みいただきました皆様へは御礼を申し上げますとともに、ご参加いただくことができなかつた皆様にはお詫びを申し上げます。

今回のセミナーは、産業廃棄物の適正処理を推進するために、主に排出事業者を対象に、①廃棄物処理法遵守のための基礎知識と適正処理管理の具体例②優良な産業廃棄物処理業

者の活用③廃棄物処理法の改正について学ぶ機会を設けたものです。

また開催にあたり、初めて環境省ならびに財団法人産業廃棄物処理事業振興財団、そして東京都の3者共催という形態になりました。

すでに3回を終えましたが、内容に比して、時間が短いというお声がありました。

説明内容に関するお問合せにつきましては、東京都産業廃棄物対策課へお尋ねください。

会員の皆様方におかれましては、「法改正に関すること等」については、当課及び多摩環境事務所廃棄物対策課へお尋ねください。

廃棄物処理法改正などの勉強会を開催

平成23年に入って第1回目の青年部勉強会が、協会会議室において、1月21日(金)に開催された。

まず、濱松部長の挨拶では、「昨年、成功裏に終わった全国大会に引続き、更に今年も青年部として飛躍の年にしていく」ことを改めて確認し合った。

続いて本題の勉強会。第1部は本年4月1日に施行される「廃棄物処理法の改正内容について」をテーマに、東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課審査担当の渡部健一係長を講師に迎えて行われた。

廃棄物処理法といえば、我々廃棄物処理業者にとっては一番の要と言えるものである。参加した青年部員30余名は皆、真剣に講師の話に耳を傾けていた。

講師の説明は、

- ①法改正の概要
- ②措置命令の強化
- ③主な改正内容（排出事業者編）
- ④主な改正内容（処理業者編）

の4つのテーマで進められていき、予定時間をオーバーしてしまうほど、丁寧で非常に解り易い説明であった。各青年部員からもこの法改正の中身を確実に理解し、対応していこうという心意気を感じられた。

第2部は「青年部コミュニケーションサイト（通称：CSサイト）について」都清掃株式会社の吉野様より説明。全国の青年部メンバーが利用可能なCSサイトの具体的な操作方法について、実際のパソコン画面を使い、おさらいの意味も込めて説明があった。活用すれば情報共有など非常に有効なツールなので、青年部の皆さん、一日一度はCSサイトにアクセスしていきましょう！

勉強会終了後は場所を替えてお楽しみの賀詞交歓会。更なる親交を深め、うさぎ年の飛躍を誓い合った。

(野村興産(株) 神田 記)



廃棄物処理法改正について説明する渡部氏



「CSサイト」説明する吉野氏

人工芝資源化実証研究公開実験（第二期）を行う

高俊興業(株)では、平成21年度より東京都の「産業廃棄物処理技術等の支援事業」として進めている人工芝資源化処理技術の実証研究に取り組んでいますが、その第二期の進捗状況を公開実験として昨年11月30日(火)、東京都環境局、東京都環境整備公社、産業廃棄物処理事業振興財団（平成21年度助成事業）など関係団体をお招きして、東京都環境局中防庁舎内の当社技術開発研究所で行いました。

今回の公開実験は、一昨年11月の第一期の実験「砂・ゴム選別用試験機（原田産業）の有効性の確認」を受け継ぐもので、オノデラ製作所（北海道）に製作を委託していた芝草切断装置及び砂・ゴム選別装置の実験機完成に伴い、その有効性の確認、実証研究の現時点での到達状況を明らかにし、ご意見・ご教示をいただくことを目的に行いました。

芝草切断装置は想定される実機の約20分の1で、切断方式はベースローラーに人工芝を巻きつけ、カッターを芝草と基布の植え込み部に当てカッターを左右に揺動して人工芝を送り出すことで切断する仕組みとなっています。砂・ゴム選別装置は粗粒ゴムを篩い分けした後、砂とゴムの混合物を振動と風力により選別するものです。

実験機の開発にあたっては、マテリアルリサイクル、リユースを基本に検討してきました。このため、腰のない人工芝をいかにしたらきれいに切断できるか、砂・ゴム選別精度をいかに高めるかが大きな課題であり、時には北海道まで足を運び、試行錯誤を繰り返

しながら完成にこぎつけることができました。

実験では、芝草送り装置やカッターの揺動速度により切断具合が微妙に変化すること、砂・ゴムの選別においては、送風方法等により選別精度が異なることが確認でき、一定の評価を得ることができました。しかし、未切断部（巻きつけ部分）の解消など、実機を完成していくには今後も実験を継続し、装置の改良等、さらに技術的な検討を加えていく必要があります。

また、芝草の切断には人工芝から砂・ゴムが分離されていること、人工芝が乾燥していることが前提条件となります。このことも今後取り組むべき課題ではありますが、また一步、踏み出すことができたのではと自負しております。

人工芝リサイクルの実現にはまだまだ多くの時間を要するものとは思いますが、当社としては、着実に研究を重ね、事業化に向けた課題に対応していきたいと考えております。

(高俊興業(株) 片岡尚次 記)

1. はじめに

昨年12月に、ある中間処理業者の施設において、深夜に火災が発生したという。まったく火の気のない建屋内の選別ヤードである。その場所は一時的に金属くずが仮置きされ、翌朝には売却用に出荷予定の置き場である。

地元消防署から消防車もかけつけ鎮火し大事には至らなかったが、消防署の業務は消火するだけではない。発火原因の追究も消防業務の使命という。

「火の気の無い所に煙は立たない」のことが真理であり、出火原因の追究は推理小説の謎解きに似ている。

2. 出火原因は何か

金属くずの集積した中から、消防署が発見したのはリチウムイオン電池〔LI-RE-BAと記載する〕のパックである。

他に出火原因が発見できないため、消去法により消防署はこのバッテリーの陽極と陰極がショートして異常発熱し可燃物に燃え移ったと推断した。

製品が劣化消耗のうえ廃棄されても蓄電池機能が残っているバッテリーの扱いは防火面から対策が必要である。

3. リチウムイオン電池とは

5年ほど前にノートパソコンのバッテリーから出火してパソコンメーカーによるリコール（製品回収）対象となり、90万台規模の回収が行われた事実はまだ記憶に残る。

〔LI-RE-BA〕は、他のバッテリーよ

りも発電密度が高く、本来的には危険性の高い蓄電池であるという。

発電密度が高いので小型化が可能となり効率的な蓄電池となっている。

4. バッテリーの問題点と対策は

〔LI-RE-BA〕は、高温発熱の可能性の高い危険物であるが、それと同時にレアメタル回収の資源でもある。〔LI-RE-BA〕の陽極にはコバルト、ニッケル、マンガン、リチウム等のレアメタルが使用されており、その回収が産業界からも要請されている。

ハイブリッド車、電気自動車などの次世代の自動車用積載蓄電池としても需要が急増する事が見込まれている。

5. 処理業界の今後の課題は

小型廃家電製品は都市鉱山として回収システムがスタートしたが、充電式のコードレス家電こそ回収システムが必要である。

国内の非鉄金属の鉱業会社ではこの〔LI-RE-BA〕の回収に着目し、レアメタル再生の事業化を目指している。

産廃処理業界においても、火災防止と資源化の対策として、電気機器類に装着されている〔LI-RE-BA〕の抜き取り回収する仕組みを検討する時期に来ているのではないかと。

（賛助会員／行政書士 北村亨）

注：〔リチウムイオン電池〕 = Lithium-ion rechargeable battery

日本列島はこの冬、記録的な寒波と大雪による事故等で、死亡者が百人を超えた。一方、南半球のオーストラリアでは豪雨による洪水で日本の国土の4倍以上の面積が冠水しているという。ここ数年、世界各地で“異常気象”が続いている。国連は1月24日、2010年に世界各地で起きた自然災害による死者は29万6,800人超、経済的損失額は、前年比3倍の1,090億ドル（約8兆9,800万円）になったと発表した。

近年、千人単位を超える死亡者を出す気象災害が相次いでいる。人類の歴史をみれば、これまで寒波による被害は大きかったが、温暖化の進行に伴って熱波が加わり、大規模な気象災害が頻繁に起きるようになったと専門家は分析する。

異常気象の原因のひとつとして、偏西風の蛇行が知られるが、その蛇行をもたらす原因として気象庁や専門家に最近注目されているのは、「北極振動」と呼ばれる現象だ。北極振動とは、北極圏とそれを取り巻く中緯度帯の気圧場の南北の振動のことで、近年、異常気象や地球温暖化の研究において特に注目されている。

ここ数年の研究によって、日本列島の暖冬や寒波は北極振動が大きく影響することがわかってきた。

北極は寒気の蓄積と放出を繰り返している。蓄積中は偏西風の蛇行はほとんどないが、放出に切り替わると、北半球では大陸の地形的理由から、寒気は三方向（日本列島を含むユーラシア大陸東側、北米大陸の東側、ヨーロッパ）に南下する。これらの場所では、寒気の流入により偏西風が大きく南に蛇行する。この冬は昨年11月中旬、北極振動による寒気の放出が始まり、南に押し下げられた偏西風が

日本列島の広範囲に冷たい空気を運んだ。さらに、フィリピンやインドネシア付近で対流活動が活発化して中国南部で高気圧が異常に発達、上空の偏西風を北へ押し上げたため、中国の東側ではこの反動で偏西風の蛇行が極端になった。

北極振動の強化傾向は、温暖化の影響であるとする見方がある。温室効果気体が増加すると、成層圏の下部で気温が低下して極渦（北極や南極の上空にできる気流の渦）が強まり、北極振動を強化すると考えられる。大雪や大雨は海水温の上昇が関係している。日本海の海面水温は昨年12月中旬ごろまで平年比で2度近く高かった。温度が高い海水は蒸発しやすいため、日本海の海水が雪雲に水蒸気を供給し、大雪をもたらしたという。

現在のところ、北極振動の主要な要因はわかっていない。しかし、地球の気象現象の要素である大気温、気圧、大気の水分量は、特に地球温暖化の影響を受けやすい。最近毎年のように繰り返される異常気象は、災害による直接被害だけでなく食糧不足などをもたらし、我々の生活を確実に脅かしている。

（日栄産業株 吉本花子記）

気象庁／異常気象レポート
http://www.data.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/climate_change/2005/1.7.2.html

産 廃 相 談

ア・ラ・カルト ⑩

質問相談 1

- ①相談者：排出事業者
- ②相談案件：保管の場所及び表示方法
- ③相談内容：
 - ・廃棄物の集積場所と保管場所の違い
 - ・責任者名は、代表者名か担当者名か
 - ・種類は個別の製品名か産廃名か？
 - ・特管産廃の保管方法は？

=回答=

- ・集積場所は一時的仮置き場。保管場所は処理処分用に搬出するための場所。
- ・責任者名は、実際に産廃処理を担当する担当者が望ましいとされる。
- ・種別が明確なら個別名を具体的記載「金属とガラス混合」よりも「蛍光管」。
- ・特別管理産業廃棄物は、他の産廃と混同回避し、混合せず分離保管が基本。

質問相談 2

- ①相談者：医薬品製造の排出事業者
- ②相談案件：未使用注射針の処理方法
- ③相談内容：未使用の注射針は感染性産廃か、普通の産廃か？

=回答=

医薬品製造業の立場では、未使用の注射針は感染性の恐れのない非感染性の廃棄物と判断すると思われる。当該注射針を受入れる処理側（中間処理）では、注射針は金属くず及び廃プラ（注射筒）となり処理の過程で感染性か非感

染性かの区別ができない。感染性・非感染性の区別が出来ない事により、非感染性の廃棄物であったとしても、感染性廃棄物の処理基準違反の疑いをかけられる恐れがある。

そのため処理施設側の観点から「注射針などの鋭利なものについては、未使用なもの、消毒などの処理をしたものいずれの場合も感染性廃棄物と同等の取扱いとなります」（「感染性廃棄物を適正に処理するために」東京都環境局・平成20年2月発行）

質問相談 3

- ①相談者：産廃処理業者
- ②相談案件：中間処理とマニフェスト
- ③相談内容：
 - ・中間処理後産廃が有価売却可能な場合のマニフェスト伝票の処理は？
 - ・もっぱら物をそれ単独に取扱う業者に売却の場合のマニフェスト伝票は？
 - ・処理後に売却可能なペットボトルを受入処理する。受入時のマニフェスト伝票は必要か？

=回答=

- ・中間処理後の産廃が有価売却される場合は、売却した時点で廃棄物を卒業となる。二次マニフェスト伝票ではD票、E票が同時回付される扱いとなる。
- ・もっぱら物がそれ単独に取り扱う業者

に受入処理される場合に限りマニフェスト伝票不要、業許可不要とされる。

- もっぱら物以外の産廃も取扱う業者にて処理される場合にはマニフェスト伝票も処理業許可も必要である。
- ・処理後に売却可能なペットボトルであっても受入れ時は産廃でありマニフェスト伝票は必要である。

質問相談 4

- ①相談者：空調機販売・工事業者
- ②相談案件：古い空調機を引き取る場合、各ケースでの処理責任は誰か
- ③相談内容：
 - ・新設工事とは無関係に不要な空調機を引き取る場合
 - ・新設工事に伴い、合わせて既設の不要な空調機を引き取る場合
 - ・新しい空調機を販売納入した時点で不要になる空調機を引き取る場合

=回答=

- ・工事とは別個に不要な空調機を回収処分する場合は、その設備の所有者又は占有者又は管理者が排出事業者となる。残置廃棄物の処理に同じ。
 - ・新設工事に伴って不要な空調機を撤収し処分する場合は、当該工事の元請事業者
 - ・新しい空調機を販売する際に不要な空調機を回収する行為は、無償による下取り回収の条件を満たせば許可業不要、マニフェスト不要の例外規定が適用可能となる。
- 排出事業者は下取り回収した販売事業者となる。

質問相談 5

- ①相談者：収集運搬業者
- ②相談案件：委託契約書記載事項
- ③相談内容：委託契約書に処理単価及び予定数量が記載されていない場合、委託契約書は無効となるのか。

=回答=

委託契約書には、処理単価及び予定数量の記載は必須要件である。

ただし、処理単価及び予定数量を別紙として委託契約書に書面として貼付することは認められている。

なお、回答に対するご意見、ご質問等は東産協HPの問い合わせWEBにお寄せいただければ幸いです。

【<http://www.tosankyo.or.jp/>】

行政書士／賛助会員 北村 亨

（東京産廃協会 専任相談員）

（回答内容の実施にあたっては行政等に内容確認が必要な場合もあります。）

平成22年度産廃相談実績（10月～12月）

	内 訳	件 数	構成比%
照会・相談・質問総件数			
		421	100
I. 照会・相談区分内訳	電話	294	69.8
	照会・相談	53	12.6
	①処理先照会	48	11.4
	②相談事項		
	③質問事項		
	④面接 相談・質問	11	2.6
II. 照会・相談者内訳	⑤WEB照会 相談・質問	15	3.6
	①排出事業者	270	64.1
	②処理業者	72	17.1
	③建設業関係	24	5.7
	④行政機関、大学等	19	4.5
	⑤コンサル、弁護士等	4	1.0
	⑥医療機関		
	⑦一般都民	31	7.4
III. 照会・相談内容	⑧その他	1	0.2
	①処理先業者	287	68.2
	②法令照会	49	11.6
	③処理方法	30	7.1
	④契約書・管理票	22	5.2
	⑤リサイクル関連		
	⑥建設廃棄物	4	1.0
⑦特管物・処理困難物	8	2.0	
⑧その他	21	4.9	



つぶやき 再生砕石のアスベスト混入問題

1. はじめに

昨年8月頃から一部のマスコミで「再生砕石にアスベストを含んだものが多数存在することが明らかになった」と報じられた。その後「時限爆弾とは共存できない」や「偽りのエコ商品、再生砕石」とか、全国の中間処理業者の営業を一時ストップしてでも徹底的に調査すべきだとの声もあがってきた。そのため、再生砕石の使用が大幅に減少し、再生砕石工場では製品出荷が出来ず、新規の原料が受け入れられなくなり、お客様にも大変ご迷惑をおかけするとともに経営的にも大きな打撃を受けている。そもそも再生砕石を作る中間処理業者は「砕石メーカー」であり、試験表に合格する良い品質の製品をお客様に販売しており、委託契約書にもマニフェストにも載っていないアスベストをコンクリート廃材に知らないうちに混ぜて持ち込まれた。まさに被害者の立場である。

2. よく考えてみよう

事件の発端となった埼玉県「旧浦和青年の家」の跡地に敷かれた再生砕石の中からアスベストが見つかった問題では市民団体の圧力により、県は263立方メートルの再生砕石を1億3,800万円かけて撤去した。再生砕石は年間5,800万トン利用されているが、これは全国で1年間に発生する家庭ゴミより多い莫大な量であり、もしも同じ方法で1年間に使用された再

生砕石を撤去することになれば、おおむね19兆円必要になる。健康問題は大切だが、アスベスト類の中でもレベル3のスレート片による健康被害への影響はどの程度深刻なものなのか、一部の市民に迎合して偏った判断をするのではなく、多くの市民の立場に立って冷静に対処しなければならない。“木を見て森を見ず”ではなく、国民の健康と地球環境の見地に立って循環型社会と経済の両立をはかることにより、豊かな国民生活が成り立っていることも忘れるべきでない。

3. 終わりに

この問題を各種団体で取り上げた会議の席上で、処理業界側の立場として解体業界が適切な施工をしないからだと言いや、建設業界は建設業界が無理なコストで工事を発注するからだと言いや、建設業界は行政の監視体制に問題があると、責任のなすりあいになり結論には至らなかった。処理業界としては行政の立ち入り検査を受け、協会の補助も受けて大気中のアスベスト粉塵大気測定などを実施しても、川上の部分で異物を混入されたら防ぎようがないのが実態である。今後はすべての業界が協調して“悪貨が良貨を駆逐する”を絶対許さない管理体制の構築と正しい見識に基づいた安全声明を出し、社会の信頼を回復する必要があると思う。

委員会報告



安全衛生推進委員会 (伊藤委員長)

平成22年1月13日(木)16時より8人の委員によって開催された。

まず、相田化学工業(株)の飯田委員が退任し、交代で同社の立掘氏が新委員として承認された。次に、伊藤委員長より安全衛生研修会に関する報告が行われた。2月28日(月)13時30分より神田(グリーンホール)にて『産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント推進研修会』をテーマとし、約2時間の研修会を実施することとなった。また、委員は12時20分に研修会場へ集合し、受付や会場整備、受講証明証渡し等、事務作業を手伝う当日の役割について確認した。

最後に、6月に開催を予定している安全衛生研修会の講師について、阿部副委員長が所属している高俊興業(株)に協力を依頼する方向で決定した。

なお、次回委員会は2月28日(月)安全衛生研修会終了後に開催することとなった。

医療廃棄物委員会 (五十嵐委員長)

平成23年1月19日(水)13時30分より、8名の委員により開催された。

- ・10月28日に開催された医療廃棄物勉強会の報告が研修グループよりあった。ほぼ定員に達する人数の参加で、内容もタイムリーなものであり、先生の話も解りやすく、とても好評であった。
- ・11月26日に開催された施設見学会の報告が研修グループからあった。見学先の社長直々に会社の説明や施設の説明をして頂き、保冷保管施設、自動投入ライン、焼却施設等を見学でき、充実したものであった。
- ・2月16日開催、医療廃棄物処理従事者研修会について話し合わせ、研修内容を大幅に見直す事になった。プログラムの作成、話してもらう内容について講師への要望など、詳細について検討した。

青年部 (濱松部長)

平成23年1月21日(金)13時より10名の幹事により幹事会が開催された。

冒頭で、3月4日に開催される関プロ賀詞交歓会について話し合わせ、当日のプログラム及びスケジュール、各部員の役割分担等詳細な内容が確認された。また、次回の幹事会時に当日のシミュレーションを行うことが決定した。

続いて、幹事会後の勉強会、賀詞交歓会の段取りが確認された後、来年度のアースデイについて協議された。濱松部長、石田副部长より概要説明がされ、その中で来年度は女性部と合同での開催となったことが確認された。また、青年部内では昨年同様、プロジェクトチームを立ち上げることで決定し、人員が決定された。

最後に、今後、どのようなボランティア活動に参加していくかについて検討され会議は終了した。

なお、次回の幹事会は2月18日(金)に関東ブロック賀詞交歓会の当日のシミュレーションを兼ねて池袋で開催される。

◎ 新 入 会 員 紹 介 ◎

(株)豊隆機器サービス

代表取締役 岸田 純一

産業廃棄物収集・運搬 (積替え保管を含む)

[廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類]

〒175-0083 東京都板橋区徳丸6-37-2

☎03 (5922) 3085

(株)タカヤマ

代表取締役 斉藤 吉信

産業廃棄物収集・運搬 (保管・積替えを除く)

[燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類]

〒359-0011 埼玉県所沢市大字南永井37-9

☎042 (993) 1213

会員情報

〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

- ・社名下のカッコ内は会員番号
- ・変更内容に表示してある頁数は会員名簿(平成22年8月31日発行)への掲載頁

(株)モリタエコノス 東京支店 218ページ

(No.154) 【旧住所】〒136-0082 東京都江東区新木場1-12-3

↓

【新住所】〒136-0082 東京都江東区新木場3-7-5

【旧代表者名】取締役東京支店長 末松 雅文

↓

【新代表者名】取締役東京支店長 葛城 義久

シグマテック(株) 93・179ページ

(No.3179) 【旧住所】〒103-0004 東京都中央区東日本橋3-4-10

アクロポリス21ビル4F

↓

【新住所】〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町5-4

ゲンベエビル8F

(株)トキワ薬品化工 159・206ページ

(No.4179) 【旧代表者名】代表取締役社長 伊丹 宏昭

↓

【新代表者名】代表取締役社長 伊丹 重貴

(株)日本クリーンサプライ 83・177ページ

(No.5100) 【旧住所】〒160-0022 東京都新宿区新宿2-3-13

【旧電話番号】03-3341-1950

【旧FAX番号】03-3341-0810

↓

【新住所】〒163-0712 東京都新宿区西新宿2-7-1

小田急第一生命ビル12F

【新電話番号】03-6304-5020

【新FAX番号】03-5323-6750

相田化学工業(株) 135・191ページ

(No.1001) 【旧代表者名】代表取締役社長 相田 征一

↓

【新代表者名】代表取締役社長 相田 英則

(有)シャイニング
(No.5100)

[新規]

【旧住所】〒303-0042 茨城県常総市坂手町字貝置3603

【旧電話番号】0297-27-6502

【旧FAX番号】0297-27-6503



【新住所】〒306-0615 茨城県板東市大口字前原2983-2

【新電話番号】0297-39-3615

【新FAX番号】0297-39-3616

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part54

	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	出勤する為運転中	左側が直進車線、右側が右折車線の二車線道路で、自車は左側車線を進行中、並行していたトラックが交差点を過ぎても右折せず直進してきた為、接触しそうになった。	幸い接触はしなかったが、最近このような違反をよく見かけるので、周囲の状況には十分注意する。
2	お客様が持ち込む家電リサイクル品を、フォークリフトで降ろして所定の場所へ運んでいる時	通常、16時30分以降は受け付けしない事になっているが、いつも来るお客様なので受けてしまい、暗い中フォークリフトを使って作業をしたら、設置してあるコンテナボックスに接触しそうになりハットした。	冬の暗い場内でもあり、決められている時間以降の受け付け及び作業は行わないよう周知徹底している。
3	左側車線を走行中	大型トラックが、中央車線から車間距離も取らずに自車の前へ急に割り込んできた為、追突しそうになった。	車間距離を十分にとり、常に安全な速度で走行するよう心掛ける。
4	4t平ボディーへ、大きな網に入ったペットボトルの積み込みをしていた時	荷台へ上りペットボトルを整理しようとしたら、たるんでいた網に靴が引っかかり荷台から落下しそうになった。	①網がたるんでいたら、ペットボトルの量を増やす。(網をいっぱいにする。) ②網の口をしっかりと縛る。③荷台には上らず、あおりを外して整理する。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

～協会の主な今後の日程～

(平成23年2月1日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考
2	1	火	全産廃連(関東地域協)「改正廃棄物処理法説明会」第1回目 13:00~	よみうりホール
	2	水	東京都主催 第3回「(排出者向け)産業廃棄物適正処理推進セミナー」 14:00~	東京都トラック総合会館
	4	金	平成22年度「産業廃棄物処理実務者研修会(基礎コース)」	ベルサール西新宿
			「再生砕石問題に関する(社)東京建物解体協会との意見交換会」 15:00~	協会会議室
	5	土	女性部 拡大幹事会 14:00~	
	9	水	広報委員会 10:00~	協会会議室
	10	木	収集運搬委員会 15:30~	協会会議室
			女性部 関東地域交流会 (主催:埼玉県協会女性部会) 14:00~	大宮サンパレス/GLANZ
	14	月	東京都:建設廃棄物適正処理部会(第3回) 15:00~	東京都庁
	16	水	<処理業者対象>平成22年度「医療廃棄物処理従事者への研修会」13:30~	都民ホール
	18	金	青年部 幹事会 15:00~	協会会議室
	22	火	常任理事会 15:00~	協会会議室
	23	水	PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会	ベルサール西新宿
			東京都主催 第4回「(排出者向け)産業廃棄物適正処理推進セミナー」 14:00~	東京都トラック総合会館
	24	木	東京都主催 第5回「(排出者向け)産業廃棄物適正処理推進セミナー」 14:00~	東京都トラック総合会館
	25	金	全産廃連:第13回全国正会員・理事長会議	鹿児島県
			都共催:平成22年度第4回産業廃棄物処理業者講習会 13:30~	東京都議会棟 都民ホール
	28	月	<会員対象>第3回安全衛生研修会「リスクアセスメント推進研修会」13:30~	神田 グリーンホール
			安全衛生推進委員会 研修会終了後~	〃
	2	水	東京都主催 第6回「(排出者向け)産業廃棄物適正処理推進セミナー」 14:00~	東京都トラック総合会館
			全産廃連(関東地域協)「改正廃棄物処理法説明会」第2回目 13:00~	よみうりホール
	4	金	青年部 関東ブロック 賀詞交歓会 (東京主催)	池袋
9	水	常任理事会13:30~/第285回理事会14:30~/法制度検討会16:00~	協会会議室	
15	火	東京都主催 第7回「(排出者向け)産業廃棄物適正処理推進セミナー」 14:00~	東京都トラック総合会館	
16	水	東京都主催 第8回「(排出者向け)産業廃棄物適正処理推進セミナー」 14:00~	東京都トラック総合会館	
17	木	女性部 幹事会	協会会議室	
3	22	火	常任理事会 15:00~	協会会議室
	25	金	*平成23年度講習会 日程公表開始	
	26	土	<医療機関対象>平成22年度「医療廃棄物適正処理研修会」	都民ホール
4	1	金	*平成23年度講習会 受付開始	



梅澤 隆
顧問 公認会計士

税務相談

平成23年度税制改正大綱

問 政府が決定した平成23年度の税制改正大綱で当面、気をつけておかなければならないことがありましたら教えてください。

答 法人税関係

1. 法人税率の改正

平成23年4月1日以後に開始する事業年度に適用される法人税率は以下の通りとなります。

	<現行>	<改正後>
普通法人	30%	25.5%
中小法人	30%	25.5%
	年800万円以下	年800万円以下
	-	-
	22(18)%	19(15)%

実効税率5%引き下げ注目されました法人税は普通法人の税率は30%から25.5%に4.5%引き下げ、また中小企業の軽減税率は3年間の措置として18%から15%へ引き下げ、本則税率も22%から19%へ引き下げられました。

2. 減価償却制度の改正

平成23年4月1日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率は定額法の償却率を2.0倍した数（現行2.5倍した数）とします。

3. 貸倒引当金制度

適用法人を銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等に限定されました。なお、経過措置が設けられ、制度の対象とならない法人については、現行法による損金算入限度額に対し、平成23年度は3/4、平成24年度は2/4、平成25年度

は1/4の引当が認められました。すなわち4年間で限度額が認められなくなります。

4. 寄付金

一般の寄付金の損金算入制度について改正がなされ、損金算入限度額を現行の1/2の水準に引き下げられました。

5. 欠損金の繰越控除

青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の繰越控除制度における控除限度額は、その繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額としました。

なお、中小法人等については現行の控除限度額すなわち100%の控除のままとなりました。

その代り、欠損金の繰越期間の延長がなされ、従来7年であったものが9年に延長されました。

6. 棚卸資産

棚卸資産の評価について切放し低価法を廃止されました。

7. 中間納付制度

仮決算による中間税額が前事業年度の確定法人税額の12分の6を超える場合には、仮決算による中間申告書を提出できないこととなりました。

相続税関係

1. 相続税の課税ベース及び税率構造の見直し

基礎控除は、現行は5,000万円+法定相続人数×1,000万円です。しかし改正後は、3,000万円+法定相続人数×600万円となります。税率構造は6段階から8段階となり最高税率は50%から55%へ引き上げられました。

2. 死亡保険金の非課税枠

現行は500万円×法定相続人数が保険金の非課税とされていました。改正後では、法定相続人数には未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていたものに限られました。

たとえば、相続人が妻と子供2人（成人）の場合、改正前は500万円×3人の1,500万円までが、非課税であった。改正後は500万円×1人の500万円まで妻の分が非課税となり超える部分は相続財産として課税されることとなります。

3. 未成年者控除・障害者控除

6万円から10万円に引き上げられました。

上記は平成23年4月1日以後の相続から適用となります。

贈与税関係

1. 贈与税の税率構造の改正

贈与税の最高税率も50%から55%へ引き上げられました。生前贈与による子や孫への財産移転を促進するため20歳以上の者が直系尊属からの贈与を受けた場合の税率が緩和されました。税率表が2つあることに留意して適用しなければなりません。

2. その他

相続時精算課税の適用に受贈者の範囲の拡大等がなされました。

個人所得課税関係

1. 給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限設定。

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました。

2. 役員給与等に係る給与所得控除の見直し

役員給与等の収入金額が2,000万円を超える場合の給与所得控除額はつぎに掲げる場合の区分に定められました。

イ 2000万超—2500万円以下・・・245万円—2000万円を超える金額×12%

ロ 2500万超—3500万円以下・・・185万円

ハ 3500万超—4000万円以下・・・185万円—3500万円を超える金額×12%

ニ 4000万・・・125万円

すなわち、給与収入が2000万円を超えると控除額が245万円から徐々に縮小することになります。この場合の役員等とは法人税法上の役員だけでなく一定の国家公務員や地方公務員も含まれます。

1., 2.は平成24年度以後の所得税について適用されます。

3. 退職所得課税

勤続年数が5年以下の役員等の退職金については、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置が廃止されました。この場合の役員等とは法人税法上の役

員だけでなく国会議員・地方議会議員や国家公務員や地方公務員も含まれます。

2分の1課税を前提に給与の受取りを繰り延べし、高額な退職金を受け取ることにより税負担の回避をはかる事例への対応がなされました。

4. 成年扶養控除

23歳～69歳の扶養親族に係る成年扶養控除については、障害者や65歳以上の高齢者そして合計所得金額が400万円以下の扶養者は引き続き扶養控除の対象となりますが、それ以外は1人につき38万円の成年扶養控除は廃止されました。

5. 配偶者控除

今後、検討を行うこととされました。

6. 金融証券税制

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率（所得税7%、住民税3%）を25年12月31日まで2年間延長し、26年1月から本則の20%（所得税15%、住民税5%）とすることになりました。

全般的に富裕層に課税が強化された改正だと思われます。相続税については、前回の小規模宅地の評価の改正と今回の基礎控除の改正でかなりの税負担の増加になり、申告をしなければならない人が増えることになるでしょう。

国税通則法の改正

納税者権利憲章の策定がなされました。

内容のうち主なものは

- ・税務調査における事前通知・終了通知
- ・税務調査終了時後における調査内容の説明
- ・更正の請求期間の延長

納税者が「更正の請求」を行える期間が従来は1年でしたが5年に延長されました。対応して課税庁が増額できる期間を5年に延長となりました。

お江戸ぶらぶら歩く記



＝お江戸の名所旧跡＝

赤坂から青山へ⑧

245号（新年号）に池上七福神巡りを掲載したため休載したが、連載してきた「赤坂から青山編」はこの号で終了し、次回からはまだ歩いていない大田区と中央区及び新宿区の中から大田区を選んで掲載する予定です。

さて、乃木神社に別れを告げ乃木会館の前の赤坂通りを乃木坂トンネルと逆方向に進んでいくと赤坂小学校前の交差点に到達するので信号を左折、ちょっと道のりはあるが、青山通りに向かう。

青山通りに出た右隣はカナダ大使館で、その隣に高橋是清翁記念公園、草月会館と並ぶ。カナダ大使館は先ごろ改装した際、外国公使館としては前例のない、そのビルの1階を公開している。隣の草月会館には故勅使河原蒼風の収集と遺作を公開する美術館があり、国の重要文化財である薬師如来像などがある。



カナダ大使館

高橋是清翁記念公園は、翁の邸宅跡

で、ご子息の是賢氏と記念事業会が昭和13年に東京市へ寄付された。



高橋是清翁像

いう「2.26事件」である。

翁は安政元年（1854）芝で生まれ、汐留の仙台藩邸で育った。14歳でアメリカに渡って奴隷として売られるなど苦学ののち、帰朝して経済政策に力を尽くし七転八起きの境遇を経ながら、日本銀行総裁、総理大臣、大蔵大臣などを務めた傑物であった。

なお、公園内に、隣りの地に開設された赤坂区役所の発祥を示す標識もある。



この薬研坂を登りきった東亜ビルの先を左に入ったところに小さな祠の末広稲荷がある。幕府黒鉄組に給与され

現在は港区が管理している。園内には翁の銅像と由緒の碑があるが、昭和11年2月26日、政治の改革を目指して反乱を起こした近衛兵によりこの邸内で惨殺された。世に

青山通りを進んだ赤坂区民センターの手前の急坂を下り、また上がる。この坂の形が漢方の薬研やくげんに似ているとして薬研坂と呼ばれている。



末広稲荷

た町屋敷の鎮守だったそう。元禄14年（1701）鎮座という。元の道に戻って直進すると信号のある丁字路があるが、この右手に入口のあるのが報土寺である。ここには都の旧跡指定の井部香山の墓がある。井部香山は江戸時代中期の儒者で、寛永6年（1794）越後に生まれ、27歳で江戸に出て葛西因是に学び、養子になった。天保14年（1843）老中水野越前守の藩士を教え、郷里越後の高田藩主榊原侯のお召しを受けたこともあった。弟子は3千人にも達したという。嘉永6年（1853）60歳で没した。なお、名は鳴、字は子鶴、通称万三郎、号も香山のほか五華山人といった。墓碑に香山先生之墓とある。



雷電為衛門の墓

ここには、指定はされていないが、一般的には有名な雷電為衛門の墓がある。雷電は信濃（長野）出身で、18歳の頃から身長6尺5寸（1.59メートル）の怪力で知られ、天明4年（1784）浦風林右衛門の弟子に入り、寛政2年（1790）いきなり関脇につけ出され、茶人として有名な出雲松江藩主松平不味の抱えとなった。寛政8年（1796）30歳で大関に昇進、文化8年（1811）の春場所まで16年間32場所その地位にあり、勝率96.2%という比類のない勝率で

あったが、なぜか横綱に推挙されなかったのが不思議と言われている。墓は夫人との共葬であり、墓前の力石は三拾貫匁の文字がある。

この報土寺の先に三分坂は“サンブン坂”と読むそう。これは、この坂を上がる車の後押しする料金で、坂下にあった渡し船の料金ともいうが、定かではないそう。この坂の東南方、赤坂6-6-14にある赤坂サンセントという建物の玄関右手に勝海舟遺愛の大イチョウがあり、その下に記念碑がある。



ここに勝安房守邸があり、勝海舟が50歳から77歳で死去するまで住んでいたと記されている。

この西南に社殿を徳川8代将軍吉宗が享保15年（1730）に建立したという氷川神社がある。吉宗は元赤坂に藩邸（今の赤坂離宮）うぶすながみが出身で、この氷川神社を産土神として、深く崇敬し、その祭礼は山王と神田祭



氷川神社本殿

に次ぐ盛んなものであった。

木造鋼板葺で本殿は一間社流、拝殿は三間四面、全部朱漆塗りで絹物や彫刻を施さず、極めて質素に造られている。享保の治と呼ばれた当時の質実簡素な政策をそのまま表現したとして注目すべき文化財とされている。都の有形文化財・建物に指定されている（この頁終り、明）

事務局だより 第54回定時総会及び

賀詞交歓会につきましては、会員の皆様方の心温まるご協力によりまして、盛会裏に終了することができました。

改めまして、心より感謝申し上げます。

ところで、当協会における公益社団法人への移行については、総会の議案書の中でも記述しているように、5項目等の移行理由を挙げて「非営利型の一般社団法人」への移行を目指す結論づけ、今回皆様の審議・承認を得たところであります。

従って、定時総会で審議されました「平成23年度事業計画及び予算案」につきましては、新法人への移行をも踏まえた構成内容となっているところが従来と異なっているところであります。

（社）全国産業廃棄物連合会については、1月14日に公益認定等委員会から公益認定を認める答申がなされました。従って、今後各都道府県協会とも

このことに対する動きが活発になってまいりますので、その動向を十分に把握しながら準備を進めてまいります。

サッカーのアジア杯ですが、日本が見事に優勝を飾りました。圧勝という勝利ではなくハラハラ・ドキドキの試合展開でしたが、そんな場面にあっても何故か負ける気がしないという安心感を持ってテレビ観戦ができました。

そして何よりも素晴らしかったのは、監督を中心にまとまったチームワークだったように感じます。一発勝負の個人技に頼らず、選手同士の間で培われた高い信頼度をもとに、早いパスワークをシュート寸前まで繰り返していき、相手陣形を崩してからの得点。試合ごとに入れ替るヒーローにみられるように、得点することよりも如何にして得点に結びつけるアシストができるかを実践したチーム力。今回は選手全員がヒーローである。

(木村)

編集後記

1月28日に開催された予算総会へは、気温の低い中、多数の会員の皆様にお運び頂けたことに感謝申し上げます。

年が変わり、例年以上の冷え込みと乾燥が続いております。季節性のインフルエンザの発症が急激に増加しているようです。健康管理については常時、怠り無きよう願います。

事務手続きが遅れ気味のような感じが、昨年の法改正に伴う改正政省令の公布が行われています。本紙ではこれまで、多くの紙面をさいて、関連情報を掲載してきましたが、今一度、関連する講習会等へ積極的に参加頂いて、4月1日の施行日に於いて誤った手続きが行われないよう繰り返し準備して頂ければ幸いです。

最近の明るい話題としてはサッカーアジアカップの優勝が挙げられるでしょうか。多くの皆様がテレビ応援されたことでしょうか。南アでのワー

ルドカップからメンバーの多くが入れ替わったようですが、チームは着実な進化を遂げているようです。今のチームは指導者の意図を全員が理解し、誰もが何時でもその役割をピッチ上で実現出来ることが強みだそうです。

これは企業においても同じことではないでしょうか。どうも国家が今一つの状態ですので、ここは自助努力で現在の困難な状態を打開していった頂きたいものです。総会のご挨拶の中でも海外の話題が出てきています。皆様がこれまで培われたノウハウを国内だけでなく、広く国外へも適用されることも打開策の一つになるのかもしれない。

今年も製造業の急激な回復が望めない状況の中での新しい年となりましたが、この項で何度も申し上げていますが、世の中の仕組みが変化している時代に入っています。どうか、先読みの精度を向上させてこの難局を乗り切って頂きたいと存じます。

(乙顔)

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くこととなりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

 社団法人 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
TEL (03) 5283-5455 FAX (03) 5283-5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>

とうきょうさんぱい 2011 第246号

発行人 高橋 俊 美
企画・編集 広報 委員 会
発行所 東京都産業廃棄物協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
柿沼ビル7F
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>
E-mail; info@tosankyo.or.jp
印刷 皆川美術印刷株式会社

よみがえれ廃木材!!

木々に永遠の生命をあたえたい...それが東京ボード工業の使命です。

幅広い用途



パーティクルボード生産

再生(製品化)



身近な使用例



中間処理(破砕)

パーティクルボード工場 (JIS表示許可番号350031) 製造・加工

廃棄



木質廃棄物

受入れ・中間処理(破砕)

私たちは究極のリサイクル(資源循環の輪)を目指します。ご期待下さい。

木材を一度小片(チップ)にし、これを接着剤で再結合させた木材製品です。汎用性が高く、遮音・断熱性に富み、特に寸法安定性や価格の安定などに多くの優れた特徴を有しています。建築、建材、家具、木工分野など応用範囲も広く、私たちの生活の中の身近なところで数多く利用されています。

東京ボード工業では... 廃棄パレット・梱包廃材・型枠合板などの木質廃棄物を受入れ、焼却・埋め立て処分をせず、当社独自の最新技術で再加工することにより、リサイクルを推進し新しい命を吹き込む。まさにリニューアルボードと言えるパーティクルボードを生産しています。

目標は究極のリサイクル(資源循環の輪)なのです。当社で生産したパーティクルボードは建材や家具等に使用もしくは加工・製品化されます。しかし、あくまでも木質系の素材であるため、老朽化することは否めません。そこで、また廃材となってしまうとき、当社にお持ち込みいただくことにより、再びパーティクルボードとして生命を吹き込むことが出来るのです。これこそが当社の目指している究極のリサイクルなのです。

「パーティクルボードとは...」

Recycle and Ecology

TB 東京ボード工業株式会社

お問合わせ先 新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2丁目12番5号
TEL.03(3522)1524(代) FAX.03(3522)1525
http://www.tb-t.co.jp

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚1000
TEL.0489(96)0311 FAX.0489(96)5843
本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1
TEL.03(3522)4138 FAX.03(3522)4137

当社のパーティクルボード「エヴァボード」は第三者認証システムである「EPD」商品の認証を受けています。
http://www.epd-eco.com

